

令和6年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年12月17日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月17日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さとみ
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 策 推 進 室	室 長	小 島 昌 己	政 策 推 進 課 長	丹 羽 修 治
		ふ る さ と 振 興 課 長	太 田 圭 介		
	総 務 部	部 長	鈴 木 敬	安 心 安 全 課 長	森 実 央
		総 務 課 長	藤 下 真 人		
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	保 険 医 療 課 長	後 藤 雅 幸
		介 護 支 援 課 長	松 井 智 恵 子	こ ど も 福 祉 課 長	飯 田 陽 亮
		こ ど も 家 庭 課 長	古 賀 慎 一 郎		
	産 業 建 設 部	部 長	肥 尾 建 一 郎	次 長 兼 ま ち づ く り 推 進 課 長	福 谷 光 芳
		土 木 農 政 課 長	東 方 俊 樹		
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光		
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 長 次	舘 林 久 美
		生 涯 学 習 課 長	佐 々 木 淑 江	教 育 課 長	兼 岩 英 樹
本会議に職務 のため出席した者の職氏名	議 事 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	加 藤 裕 子	①能登の声を聞いて……………	36
		②ダイバーシティ社会実現に向けて……………	45
2	三 浦 知 将	これからの農業への取り組みについて……………	54
3	飯 田 雅 広	災害への備え（情報発信）について……………	65
4	山 岸 美登利	災害対策について……………	73
5	多 田 陽 子	中学生の放課後の過ごし方について……………	85
6	板 倉 浩 幸	①これからの介護保険はどうなる……………	100
		②核兵器のない平和な世界の実現を……………	112

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和6年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申出がありましたので、一般質問される議員の皆さんは、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますのでご協力をお願いします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可しました。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただきますようご協力をお願いします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、飯田雅広君、多田陽子さん、冨田さとみさんから提出されました本日の一般質問の際の参考資料を配付してありますので、お願いいたします。

一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へ提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可します。

質問1番 加藤裕子さんの1問目、「能登の声を聞いて」を許可します。

加藤裕子さん、質問席へお着きください。

○9番 加藤裕子君

皆様、おはようございます。

9番 新生クラブ 加藤裕子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

まず、8月下旬に当初予定されていた防災訓練において、再度訓練の実施の予定はございますか。

○安心安全課長 森 実央君

おはようございます。

台風により中止としました9月1日の総合防災訓練について、再度の訓練の実施は考えておりません。自主防災会には、ふだんから防災訓練、防災学習会の開催をお願いしております。町といたしましては、引き続き自主防災会の要望により、避難所開設訓練をはじめとしまして必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ただいまありましたように、各町内会、自主防災会での避難訓練実施に対しサポートを行っていただいているのであれば、今後においても一層の強化をしていただきたいと思います。

参考までに、私の住んでいる鍋蓋地域においては、12月14日午前9時、避難訓練を実施いたしまして、協力会社である海部建設さんの宿泊棟3階へ避難し、緊急時の対応に関する決め事の確認やトイレ問題について、地域の皆さんに認識を高めていただくよい機会となりました。

ここで、参考事例を挙げてお話をさせてください。

11月9日、愛西市佐織西中学校で親子防災教室が開催され、2年生の生徒とその父母を含む約150人が南海トラフ巨大地震への備えについて学ばれました。愛西市と連携し市の危機管理課の職員から、南海トラフ巨大地震に関する基礎知識や避難所運営について説明を受けたほか、親子で災害時の避難ルートの確認や備蓄について話し合う時間も設けられました。

また、11月17日には、同市佐屋中など市内外7か所で津波と地震を想定した防災訓練が行われ、市民約900人が参加されました。訓練では、海水面より低い海拔ゼロメートル地帯からの避難方法や浸水が懸念される地域での避難行動が共有されました。この訓練は、震度7の地震と大津波警報を想定し、広域避難の訓練として実施されました。具体的には、県が整備したゼロメートル地帯広域防災活動拠点である大井町から佐織総合運動場、鷹場町まで航空自衛隊ヘリで要救助者を搬送する訓練や、隣接する稲沢市の協力を得て、県立杏和高校までバスで避難する訓練が行われました。さらに、ドローンを使った物資輸送、倒壊家屋からの救出、避難所への応急送電などの訓練も実施され、官民約70機関が参加し、有事に備えて連携を強化されました。

9月以降に実施された避難訓練について、現在ご紹介したような訓練が実施されている中で、当町では当初予定されていた避難訓練の代替措置が取られていないのが現状でございます。このことから、災害に対する認識が十分ではないと感じられます。私たちは、災害大国に暮らしている以上、いつ発生するか分からない災害に備え知識を深めるとともに準備を万全にしていく必要があります。

では、医療的ケアについてお話をいたします。

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引、経管栄養、ストーマの管理、糖尿病の血糖測定などの医療行為を指します。このような医療的ケアを必要とする人々は、

医療的ケア児、医療的ケア者と呼ばれます。

医療的ケアを必要とする人々の数は、年々増加しています。例えば、医療的ケア児の数は、過去10年で約2倍、人工呼吸器を使用する児童は、同期間で10倍以上にも増加していることが報告されています。特にゼロから4歳の乳幼児の増加が顕著であり、年齢が低いほど人数が多く、重症度も高い傾向が明らかになっています。

特にここでは、医療的ケア児に注視し質問をさせていただきます。

前回の一般質問の際、医療的ケア児に対する災害対応の初動強化と福祉避難所との連携についてお尋ねをいたしました。その後の進捗を教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

医療的ケア児に対する対応につきましては、平時、蟹江町内に受入れ可能な施設はございません。周辺自治体も含めた訪問看護施設からの訪問看護などの支援サービスを受けているのが実情でございます。

災害時の対応につきましても、その体制を整えていく必要があるとは考えております。以上でございます。

○9番 加藤裕子君

前回の一般質問と同様に、把握できていなかった医療的ケア児に対し、酸素ボンベや吸入器の購入など、特定の疾患を持つ子供たちへの備品購入についても深く考えていただきたいものです。

厚生労働省によると、医療的ケアが必要な医療的ケア児を把握している自治体は全体の31%にとどまり、人数のみを把握している自治体は35%にとどまっています。

このような状況の中、令和3年6月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布されました。この法律において、政府は災害時にも医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けられるよう支援体制を確保することを明記しています。具体的には、災害時における医療的ケア児への支援の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされています。災害時の支援については、各地域で検討が進められているものの、いまだ十分に確立されていないのが現状です。

医療的ケア児への取組はようやくスタートラインに立ったばかりですが、災害は私たちの準備を待ってはくれません。現時点で何ができるかを真剣に考え、医療的ケア児に必要な環境や機材の整備、専門的相談員の配置、さらには平時と災害時の支援体制についての具体的な協議が求められます。その上で、医療的ケア児の家族も含めた実践的な訓練を行うことこそが、安心・安全な支援体制の構築には必要不可欠であると考えます。

では、職員の方の中で、輪島や珠洲で能登半島地震発災後に造られたインスタントハウス（簡易避難施設）に見学、または宿泊体験をされた方はおみえでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ただいまご質問のありましたインスタントハウスに見学もしくは宿泊体験をされた方がいるかということについて、お答えさせていただきます。

先月の下旬、11月28日でございますが、ポートメッセなごやにおきまして開催されました第12回中部ライフガードT E C 2024防災・減災・危機管理展に私を含め安心安全課職員4名が参加させていただきました。そこで、インスタントハウスを開発いたしました国立大学法人名古屋工業大学の北川啓介教授の研究室の出展ブースがございまして、そこにおいてインスタントハウスに関する勉強をさせていただきました。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

今ご説明いただきましたけれども、再度私のほうから、インスタントハウスについてご存じない方もいらっしゃると思いますので、簡単に加えてご説明をさせていただきます。

インスタントハウスは、今ご紹介にありましたように名古屋工業大学の北川啓介教授が、阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの被災地や避難所での経験を基に研究、開発されたものでございます。特徴として、プライバシーを確保しながらも断熱性を備えた快適で丈夫な構造が挙げられます。また、組立ては非常に簡単で、施工にかかる時間は僅か2時間程度、この設計は「すべての人のための建築」を目指した北川教授の理念に基づいております。雨や雪、風にも強く、3年ほど住むことができます。

私は、能登半島地震発災後にインスタントハウスに宿泊した経験がございまして、最初の1～2か月間に建てられたものについては、アレルギー体質の私には鼻につんとくる臭いやアレルギー症状が発症いたしました。そのため、翌日のボランティア作業が非常に困難でした。

しかし、先々週、再度能登半島で支援活動を行い、施工から半年以上経過したインスタントハウスに宿泊いたしましたところ、臭いも取れて、なく、アレルギー症状も出ることもなく、非常に快適に眠ることができました。

このインスタントハウスは約25万円の費用で建設でき、住宅再建のめどがたつまでの間の簡易住宅として非常にお勧めでございます。

では、次の質問に参ります。

能登半島では、2度の災害を受け、現在用地不足となっており仮設住宅の建設が遅れている現状の中で、災害時に仮設住宅等を建設する箇所について、再度ご提示をお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、蟹江町の仮設住宅の建設箇所についてということでお答えをさせていただきます。

まず、愛知県防災会議が、少し古いですが平成26年5月に公表しております愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果によりますと、蟹江町での必要となる仮設住宅戸数は297戸となっております。町内の仮設住宅建設候補地としましては公園が中心になりますが、用地の広い日光川ウォーターパーク、学戸公園、この2か所につきましては、消防や警察などの活動拠点として建設候補地からは除外をしておりますが、源氏泉緑地をはじめ11か所の公園に330戸の仮設住宅を予定しております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

当町はゼロメートル地帯であり、現在予定されている建設箇所は水害時に危険だと感じますが、その点を含めどのようにお考えでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

水害が発生した際には、町内のほぼ全域が浸水被害を受けることが予想されている中で、先ほどお答えしました11か所全ての建設候補地も浸水被害を受けることが予想されます。実際に発災して被災時には、被災した方に対して被災した住宅の応急修理の補助制度の活用ですとか公営住宅の入居、あとは愛知県が不動産関係団体と締結をしております協定を活用しまして民間賃貸住宅の空き家を利用する賃貸型応急住宅への入居など、まずは既存のストックの活用を紹介をしていきたいと思います。それでも仮設住宅が必要な場合には、応急仮設住宅は建設を県が行いますので、県へ建設を要請していくこととなります。実際候補地のうち標高が高いなど浸水被害が少ないと予想される箇所順にしていきたいと思っております。

また、愛知県におきましては、床面の高さを上げた仮設住宅の活用も検討されているところでございます。

また、仮に仮設住宅に入っていただいたとしても、高潮や洪水など事前に被害が予測される災害に対しては、事前に避難所等への避難をしていただくようなこともお示ししていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ただいまありましたように、水没したらその場所には建てられない、本当に非常に難しい地形の当町でございます。いま一度併せて、今後深く考えていただけるとよいかと思います。

ここで、1つ事例を挙げさせていただきます。

先日、能登半島では、9月21日に輪島市で1時間当たりの降水量が121ミリに達し、観測史上最高を記録いたしました。この豪雨により仮設住宅が床上浸水し、輪島市、珠洲市、中能登町では、豪雨に関連した災害で15名の方が命を落とされました。

また、1月には70か所の崩落地が発生、その後の豪雨でさらに42か所の崩落地が増加、これにより生活再建が非常に困難になり、二度の災害を経て、プレハブ、平屋建てだけではなく、2階建ての避難所の建設も検討されています。

しかし、建設には時間がかかり、この冬をどう乗り切るのかという住民の悲痛の声が多く聞かれています。

私たちは海拔ゼロメートル地帯に住んでおり、日頃からの災害への備えが重要であることを再認識する必要があります。特に当町に住む住民の方々は、災害に対する不安を抱えており、その不安を少しでも解消できるようにすることが求められています。

そこで、次の質問に進めさせていただきます。

当町には3階建て以上の避難場所は何か所ございますか。

○安心安全課長 森 実央君

蟹江町におきましては、指定緊急避難場所13か所、町との協定に基づく民間施設の避難場所10か所及び町内会・区会等との協定等による民間施設の避難場所が11か所の計34か所の避難場所がございます。このうち3階建て以上の施設は、30か所となっております。

自主防災会によりましては、定期的に緊急避難場所への避難訓練の実施、防災学習会において最寄りの緊急避難場所の確認を行うなど、積極的に活動していただいております。自主防災会によるこのような活動に参加する住民が増加することにより、近隣住民同士のつながりを深め、また、具体的に避難場所等について各個人が考えていただくことによりまして、共助であったり自助というものが強化されると考えております。その中で、緊急避難場所への避難、もしくは自宅での屋内安全確保、緊急避難場所に指定はされていない近隣の安全な施設への避難などの選択肢をそれぞれが考えていただく必要があると考えております。

さらに進みまして、洪水、高潮等の危機の高まりが事前に把握できるような災害に対しましては、浸水想定区域外への広域避難についても選択肢に入れていただきたいと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

では、現在把握している3階以上の建物に垂直避難することで、当町の住民の皆様が全て助かると考えられているのでしょうか。ただいまおっしゃられたように、広域避難は考えていかなければいけない喫緊の課題でございます。現実的には、水害から身を守る垂直避難が一番有効とされている中で、避難箇所の把握ができていても、避難経路の安全が確保されているか、避難経路はどのぐらいの距離でどのぐらいの時間がかかるのかが把握されている方は少ないかと思えます。

当町の空き家を利活用し能登半島地震の被災者の家族の受入れなど、当町が独自に行う被災者に寄り添った取組は現在されていますでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの蟹江町独自の取組はということでお答えをさせていただきます。

まず、蟹江町における空き家の利活用につきましては、愛知県宅地建物取引業協会と締結をしました協定により空き家バンクを開設し、こちらにつきましては、宅地建物取引業者が空き家バンクに登録し、売手が買手を探すという形での活用をしておりますので、町としまして空き家の管理を行っているものではございませんので、能登半島地震の被災者の受入れなど、町独自の施策としては行っていないのが現状でございます。

現在運用しております空き家バンクにおいて被災者向けの住居として提供していくことにつきましては、協会とも相談をして、可能性について調査をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

現在の空き家バンクのシステムは有効的なのでしょうか。いま一度お考えをお願いいたします。

能登半島地震発災直後、鳥取県では、避難所で生活している被災者に対して県営住宅を無償で貸し出し避難者を受け入れる体制を整えられました。着の身着のまま難を逃れて鳥取に来た方々も、県は様々な住宅を活用して温かい支援を行うと知事が述べられておりました。

一方、島根県では、震災によって被害を受けた方々に対し被災者生活支援金の制度を設け、当面の生活費として1世帯当たり30万円が支給されました。この支援は、全壊または半壊等の被害を受け居住できなくなった方々に対し、1か月以上島根県に居住することを条件とした移住支援です。

先日の国政選挙では、代議士が命の道路とも言われる一宮西港道路の開発にご尽力されるというお話がありました。この道路は、災害時に物資輸送や救護活動に必要不可欠な役割を果たします。まさに命をつなぐ道路の整備は、地域にとって必要不可欠なものであります。また、避難時に安心して使用できる道路が確保されていることは、町民の安心感に直結いたします。このような重要なインフラ整備が進むことは、町の防災力を高め、住民の安全を守るために欠かせません。

では、南海トラフ発災時、当町にはパイプとなる道路はありますか。また、その道路に避難は可能でしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、パイプとなる道路はということでお答えをさせていただきます。

大規模な地震が発生した際には、避難、救助をはじめ物資の供給、諸施設の復旧など応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図るということを目的に愛知県が緊急輸送道路を指定しております。

町内での緊急輸送道路として指定されている路線としましては、東名阪自動車道、国道1号、西尾張中央道、東名阪自動車道の側道で西尾張中央道の西側の部分、県道弥富名古屋線の西尾張中央道より東側の部分、町の北側を横断する県道津島七宝名古屋線、町の南部、蟹江川の排水機場の北を横断する県道日光大橋線の7路線がございます。そのほかでも、県の事業として日光川の右岸堤におきましては、災害時の緊急輸送道路として防災道路を地元の方のご理解とご協力をいただきながら計画的に整備を進めております。道路整備ではございませんが、日光川左岸堤においても耐震工事を順次進めていただいております。

また、県が指定しております緊急輸送道路と各小中学校など町の指定の広域避難場所を結ぶ道路、避難所へ避難する際に使用される主要な道路を、町が緊急輸送道路に指定しております。

また、これらの道路の中で国道1号の日光川に架かる日光大橋の歩道部分につきましては、緊急避難場所となっております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

今ご紹介ありました日光大橋ですけれども、災害時に有効な避難場所として指定されておりますが、皆さんの中にはこちらを避難場所としてご存じない方も多いかもかもしれませんが、この機会に新たにこの情報を知っていただき、災害時の避難経路について確認していただくとよいかと思います。

事前に避難経路を把握しておくことは、いざというときに冷静に行動できるために非常に重要でございます。

では、最後の質問に参ります。

私が何度もこちらに立たせていただき、議場で皆さんの安心・安全のために公式LINEの導入についてお尋ねをさせていただきました。公式LINEの導入時期について前向きにご検討いただけるという答弁をいただいておりますけれども、導入時期をいつ頃に設定されておりますでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、ご質問のありました公式LINEの導入時期についてお答えさせていただきます。

LINEをはじめとするSNSの普及に伴い情報発信のツールの一つとしてSNSを活用する地方自治体が増加している中、当町におきましてもSNSとしてはユーチューブやインスタグラムを活用してきたところです。LINEの導入につきましては、登録数などインスタグラムと同様の課題があるため、導入市町の運用事例を参考に現在研究しているところで

す。

先月、海部地域の自治体が集まる研究会において、自治体の公式SNSを活用した魅力の発信をテーマにそれぞれの自治体公式SNSの活用や運用方法などを話し合いました。多くの自治体で広報担当課からの発信だけではなく各課より発信したい情報を提出してもらい、その内容について広報担当課が確認後に投稿をしておりました。

また、業者と契約して機能の拡張を行い、住民が欲しい情報を選択できる、また、各担当課から直接配信ができるなど、機能を拡張して速やかな情報発信を行っている自治体もありました。

これら各自治体の取組を参考に、当町としましては、住民が欲しい情報を選択できること、また、各課から直接配信できること、そして防災情報とも連携できる機能を持ったLINEの導入に向けて引き続き研究してまいります。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

この1年半以上ですかね、ずっと検討、検討、検討という言葉聞いてまいりました。災害はいつ起きるか分かりません。早急に対応のほどお願い申し上げます。

私は、公式LINEの導入について、即時の検討がなされていくことに対して時間がかかっているように感じております。海部管内での他の自治体では、既に公式LINEが導入をされております。その中で、海部管内で導入をされていないのは当町だけでございます。導入が遅れているのはなぜなのでしょう。現代社会において当町が提供している防災メールやEメールサービスは、利用者が少なく、メール配信を見逃したり確認が遅れたりする声が多く聞かれます。特に有事の際には、即時に対応できる連絡手段が重要であり、公式LINEはその手段として非常に有効的です。

したがって、公式LINEの導入をいま一度即時にご検討いただき、住民の皆様への迅速な情報提供と安全確保のための手段として活用していただけるようお願い申し上げます。

最後に、12月7日、昭和東南海地震から80年が経過いたしました。太平洋戦争戦時下で起きたこの地震について軍事機密として報道が制限され、隠された地震と解明されてこなかった地震について、南海トラフ地震が心配される中で有識者たちからは直近で起きた南海トラフ地震であるとされています。過去1,400年の間に100から150年間隔で繰り返し、次の発生が近づいていると言われている今、私たちは過去からの学びをどのように考えるかが重要であると考えます。

地盤沈下が懸念されるゼロメートル地帯に住みながら、明日は我が身ではなく今起こるかもしれない災害に対し、職員の皆様にも災害現場を実際に訪れ、現場から学び、被災を最小限にするための会議を行っていただき、発災時の初動強化、住民が安心して暮らせるような体制強化に努めていただきますよう再度お願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で加藤裕子さんの1問目の質問を終わります。

ここで上下水道部長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、消防長、安心安全課長の退席と、保険医療課長、こども福祉課長、教育課長、こども家庭課長の入場を許可します。政策推進課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前9時38分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時39分)

○議長 水野智見君

加藤裕子さんの2問目「ダイバーシティ社会実現に向けて」を許可します。

○9番 加藤裕子君

9番 新生クラブ 加藤裕子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

ダイバーシティ社会実現について。

12月4日から10日は人権週間でした。当町の広報紙「まちから」には、セクハラ、パワハラといったハラスメントやいじめ、虐待、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害などの人権問題について、また、近隣関係や家族関係の悩み事などを相談できる窓口が案内されています。

しかし、この窓口が実際にどのぐらいの方に周知されているのでしょうか。民族や出身、障害、性的志向、様々な背景により差別を受けているマイノリティ女性は、複数の差別が重なる交差性差別・複合的差別に直面しています。国連では、遅れを取っている日本に対し、複合的差別の解消に向け勧告しています。

法務省の人権擁護機関では、世界人権宣言が採択された12月10日を最終日とし12月4日からの1週間を人権週間と定め、人権問題解決のためには、私たちは一人一人が自分以外の誰かのことではなく自分事として捉え、互いの人権を尊重し合うことが大切であるとしています。

多様性社会の実現に向け、皆さんが住みやすいまちとなるよう、実際のお困り事の具体例を挙げながら、多様性とは何か、大人から子供まで議会を傍聴してくださる皆様へ分かりやすい言葉でお話をし、悩みを抱える子供たちを含む生きにくいと感じる全ての方へエールを送りながら一般質問をさせていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。

では、まず初めに、当町において把握されているいじめの件数はどのぐらいありますか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま当町において把握されているいじめの件数はどれぐらいありますかについてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、小学校から28件、中学校から3件と報告を受けておりますが、この報告件数の中には既に解消済みのものも含まれております。また、重大案件として取扱う事案の報告は受けておりません。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ただいまご紹介されたいじめの件数が本当に正しい数値であるのか否かについて、どのように把握されているのでしょうか。いじめに関しては件数が年々増加しており、文部科学省の調査によれば、2023年度のいじめ件数は過去最多73万2,568件に達し、2024年度はさらに前年から5万620件増加をし過去最多を更新しています。

子供たちが学校や進路に悩んだとき、保護者はどのようにして関わり支えるべきかは、大変難しい課題です。場合によっては、保護者の関わり方が逆に子供の負担になることもあります。現在、私の下にもいじめの実態と学校生活について多くの相談が寄せられています。

いじめの定義について、教育長、お答えをお願いします。

○教育長 服部英生君

それでは、いじめの定義についてのお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

小中学校がいじめとして捉える定義としては、在籍する学校において心理的、物理的な影響を与える行為があり、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ただいまありましたように、いじめとは、心理的、物理的に精神的苦痛を感じた場合のことをいじめというふうに指すと今おっしゃられました。いじめをされた側が嫌な気持ちになれば、それはいじめでございます。

では、当町においていじめが発生した際、いじめを撲滅するための取組がどのように行われているかを確認することこそが非常に重要なことだと考えます。

現在私の下に寄せられている具体的な事例を基に少しお話をさせていただきます。

例えば蟹江中学校で発生した女子生徒に対するいじめについての対応ですが、このケースでは解決策として、いじめられた女子生徒と親御さん、そしていじめに関わった子供とその親御さんを含めた多数間での話し合いが行われました。その後、学校側は、いじめられた生徒だけに対しメンタルクリニックへの受診を勧める対応を取ったとのことでした。

また、別件、男子生徒においては、周囲の生徒が男子生徒に対するいじめがあることを知っている環境下で教師はそのいじめに対しいじめを認めない事例があり、いじめられている

生徒は声を上げられず不登校となりました。不登校になると、心配事や悩み事があるならば専門家に診てもらってねとメンタルクリニックを受診するよう教師から促されたようです。

では、ここで次の質問に参りますが、このような対応がいじめの根本的な解決にどのようなつながるとお考えでしょうか。

また、他の具体的な取組についても次の質問でお聞きしたいと思います。

いじめに対する考え方の一つとして、海外では、加害者側を取り出しケアをする仕組みづくりをされていますが、当町では、いじめを受けた子供に対するメンタルケアとしてカウンセリングを受けさせる仕組みとなっています。この点についてどのようにお考えですか。

○教育課長 兼岩英樹君

質問のありましたいじめに対するケアの考え方についてお答えさせていただきたいと思います。

いじめを受けた児童生徒に対するケアは、とても重要なことと考えております。いじめられた側だけでなく、いじめてしまった児童生徒に対してもケアが必要だと考えております。

実際に学校内で発生した事案に対しての対応としましては、いじめられた側の主張を受け、しっかりと聞き取り調査を行い、いじめた側に対して適切な指導を行い、当事者同士の和解を導くための指導を行います。必要に応じて経過の見守りやスクールカウンセラーによるケアも行っております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

いじめに関与した生徒ほど、どのように指導するかとても難しい課題ですが、先進的な事例をここで挙げさせていただきます。

海外のいじめ対策として、アメリカとノルウェーの取組についてお話をいたしますと、特にアメリカ、ペンシルバニア州のオルフィールド中学校では、8年前からいじめ予防プログラムを導入し検証と改善を重ねた結果、非常に印象的な取組が展開されています。学校内では、親切にすることは格好いいと書かれた壁画や学校のテーマであるいじめに立ち向かうという大きな文字が壁に掲げられています。また、生徒たちがサインをした、尊重すること、思いやること、勇敢であること、歓迎することの4つの誓いが描かれたポスターが校内の至るところに張られ、誰もがいつでも目にできるようになっています。これらの取組は、いじめ予防に科学的な効果があると証明されています。

このアプローチの特徴は、いじめを行った生徒に罰を与えて、してはいけないことを教えるのではなく、問題が起きる前に子供たちにしてほしいことを促す点にあります。これは、応用行動分析学に基づくポジティブ行動支援と呼ばれる方法であり、いじめの減少に効果があると多くの研究で明らかにされています。

このポジティブ行動支援は科学に基づき行われている支援策の一つではありますが、当町に

おける支援策に代わる安全配慮義務の観点から質問させていただきます。

学校には安全配慮義務がありますが、子供たちに対しどのような安全配慮を行っていますか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました、子供たちに対してどのような安全配慮を行っていますかについてお答えさせていただきたいと思います。

学校における安全配慮とは、安全で健康に学校生活を送ることができるよう配慮すべきものと捉えております。ですので、いじめについてもこの義務が適用されると認識しております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

では、現在行われている当町の安全配慮義務がどのような効果をもたらし、どのぐらいのいじめに効果が得られたのでしょうか。現在行われている対策によって、子供たちが安全に学校へ通い、穏やかに過ごせる環境が十分に保たれていると言えるのでしょうか。

私の下に寄せられた不安の声には、いじめを受けた子だけがカウンセリングを受ける仕組みに疑問を抱く意見が多々ありました。むしろいじめを行ってしまった子供たちがカウンセリングを受ける仕組みを強化し、取り出し教育や取り出し授業といった個別支援を通じて彼らの心を穏やかに成長させることこそが、本来の教育のあるべき姿ではないでしょうか。いじめを行ってしまう背景には、行き場のない感情や未解決の問題があるかもしれません。そのような子供たちの心に寄り添い、なぜいじめが起きるのかを共に考えることが、いじめを撲滅するための鍵になると考えます。子供たち一人一人の心に触れ、支え合う教育を通じて、子供たちの健やかな成長につなげていただきたいと思います。

では、次の質問に参ります。

当町において小中学校等の授業の中で多様性を認め合う教育はされていますか。

○教育課長 兼岩英樹君

質問のありました当町において小中学校の授業の中で多様性を認め合う教育をされていますかについてお答えさせていただきます。

小中学校では、道徳や総合の学習の中で取り上げ様々な教育を進めております。学校の中で全ての児童生徒が幸せに暮らし、生まれたときから大切にされる権利を誰もが持っていること、外国籍の児童生徒が多い学校では、各教科で人種、宗教、文化の違いなどを認め合う活動を取り入れております。

中学校では、思春期講座として性に対して学習する機会を設けています。

教職員には、ジェンダー的な公平性や望まない性に基づく敬称に苦痛を感じる児童生徒への配慮から、さんづけで呼ぶことの指導等、様々な教育を進めております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

多様性の教育には、互いを尊重し、認め合い、いじめをなくし、全ての人の人権を尊重するという重要な要素が含まれていると考えます。しかし、多様性社会の実現に向けた学校教育の中で、その多くは性の多様性に焦点を当てた内容が占めており、個人を尊重する観点から、いじめ対策に関しては十分に取り組まれているとは言えません。実際には、いじめの件数は現在報告されている以上に多いのではないかと感じています。

また、いじめが原因で自殺につながるような事例が当町で起きていないことに安堵するのではなく、いつそうした最悪の事態が起きるか分からないという危機感を持つべきであると考えます。事後対応ではなく、未然防止のための取組をさらに強化する必要があると言えるのではないのでしょうか。

ノルウェーでは、国の法律でいじめをゼロにすることを目標に掲げ、いじめ予防に取り組む学校を支える制度があります。生徒のみならず、いじめを解決するために教師が専門家にサポートを受けられる制度で、国の職員が現場を訪れ、いじめ対応がきちんとなされているかの確認も行われています。

では、我が国ではどうでしょうか。9月の愛知県議会では、県立高校3校で導入されている生徒の心身の状態を把握するシステムについて議論されました。このシステムでは、生徒1人に1台配付されたタブレット端末を使い、アンケートフォームで自分の気持ちを記入する仕組みが導入されています。生徒は、他人の目を気にすることなく回答ができ、さらに回答にかかる所要時間などから心理状態を把握することも可能です。このシステムは、自殺の兆候を見逃さないための効果的なツールとして評価され、全ての県立高校で導入すべきだとの意見が出されました。

このような便利なツールを活用し、生徒へのきめ細やかな声がけや保護者との連携を強化することで、いじめや自殺を未然に防ぎたいという考えに私も全面的に賛同いたします。子供たちが安全で快適に過ごせる学校教育の実現を心から願っております。

それでは、子育てのしやすいまちづくりを目指す蟹江町において、別の観点から質問させていただきます。

当町において把握されている虐待やDVの件数をお答えください。

○こども家庭課長 古賀慎一郎君

ただいまご質問のございました、当町において把握されている虐待やDVの件数についてお答えさせていただきます。

当町において、令和6年度把握しております児童虐待件数は42件、配偶者間のDV件数は6件でございます。

以上です。

○9番 加藤裕子君

全国的に見ると、児童虐待は2022年のこども家庭庁の調査で過去最多の21万9,000件に上ることが分かっています。そのうち暴言や態度によって心を傷つける心理的虐待が全体の6割を占めています。特に子供の目の前で家族に暴力を振るうDVや夫婦げんかなどの事案が警察からの通告を通じて明らかになるケースが多く、これが虐待件数の増加に大きく影響していると分析されています。

このような状況を受け、児童相談所や自治体への支援強化が必要とされています。当町においても、児童虐待防止の観点からこども家庭課が設置されているかと思いますが、実際に虐待件数をどのように把握し、どのような対応を行っているのが最も重要な点でございます。複雑化する相談内容や件数に対し、それぞれの的確な対応が求められる時代であると感じます。

先日、11月のオレンジリボン・児童虐待防止キャンペーンの一環として、津島市こども家庭センターの職員が11月19日にヨシヅヤ津島本店でリーフレットを配布し、虐待の未然防止に向けた呼びかけを行いました。津島市では、2023年度に108件の児童虐待に関する通告を受け、その後も通告件数は増加傾向にあるため、この現状を踏まえた上で虐待を行う親への支援も視野に入れ活動が展開されております。

当町においても、子供とその親が幸せに生活できるまちづくりに向けた呼びかけや活動を行っていただきたいと考えます。

では、多様性を認め、誰もが生きやすい社会となるために、福祉の側面から質問させていただきます。

当町には、障害児を受け入れられる保育施設はありますか。

また、出産後の障害児に対するケアはなされていますか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいま質問のありました前段の蟹江町に障害児を受け入れられる保育施設があるかについてお答えいたします。

蟹江町立の6保育所におきましては、全ての施設で障害児の受入れを行っています。ただし、障害児の障害の程度によっては、保育所での集団生活が難しい場合や安全に保育を行う上で加配保育士が必要となる場合がありますので、保護者の方から入所の相談、申込みがあったときは、詳しい状況をお聞きした上で、その都度、協議、調整させていただくことになります。

以上でございます。

○こども家庭課長 古賀慎一郎君

出産後の障害児の方に対するケアについてお答えをさせていただきます。

出産後に医療的なケアが必要なお子様や障害をお持ちのお子様などが、医療機関を退院さ

れる前にスムーズな退院と在宅への移行をご支援できるよう、関係者が集まり、退院支援のための調整会議等が必要に応じて実施されます。そこに町の地区担当の保健師等専門職も参加させていただき、退院後の支援に向けて、主治医、訪問看護師や相談支援専門員等の方々と情報共有し、それぞれの役割を分担し、家族にもそれをお伝えします。退院後は、赤ちゃん訪問や養育支援訪問等を通じて、保健師、看護師、助産師等がご家庭を直接お伺いさせていただき、保護者の相談に応じたりアドバイスを行ったりいたします。

その後の4か月健診や1歳6か月健診をはじめとする健診や各種健康教室、子育て相談等を通じて、また、医療機関や庁舎内外の障害福祉サービス部門などとも連携しながら途切れない支援に努めてまいります。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。今ご回答いただきました点において、確認をしていただきながらお聞きをお願いいたします。

実際に寄せられたお声の中に、障害児を出産された際、どのように障害児を育てながら当町で生活していくかに悩みを抱え当町の窓口に何度もご相談をされたものの、当町では障害児を受け入れてもらえないと判断し、町外へ引っ越されたケースがございました。ダウン症などの障害児を受け入れられる保育施設が整っていないことは、当事者にとって大きな問題となっています。

出産された母親やそのご家族が自分らしく生活しながら子供を育てるためのサポート体制をより強化することで、誰もが住みやすいまち蟹江が実現できるのではないのでしょうか。今お話のありました調整会議を重ねていただき、皆さんが優しいと思えるまち蟹江をつくっていただきたいものです。

では、障害者が前向きに暮らせる取組の一つとして就労支援がありますが、当町の障害者に対する支援策について教えてください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました障害者に対する支援策についてお答えをさせていただきます。

障害者総合支援法による障害者への就労系サービスがございます。まず、1つ目としまして、就労移行支援がございます。一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものです。2つ目としまして、就労継続支援がございます。一般企業での就労が困難な人に就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うものでございます。3つ目としまして、就労定着支援がございます。一般就労に移行した人に就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行うものでございます。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

今挙げられました就労支援に対する実際に基づいたお声を紹介させていただきます。

一般就労が困難な障害者を雇用する就労継続支援B型事業所についてお話をいたします。

B型事業所は、利用条件を満たせば複数の事業所を掛け持ちすることが可能です。そもそも就労継続支援とは、就労を通じて障害者の自立を支援することを目的としており、利用者にとってメリットがある場合2か所の事業所を利用することが認められています。例えば1つ目の事業所で軽作業を行い、2つ目の事業所ではPC作業やスキルの向上、資格取得に取り組むといった形で、障害者の方が多様なスキルを身につけられる環境を提供できます。このような取組は、障害者の方々の自信にもつながり、最終的に一般就労を目指すことを目標にしている障害者の方への大切な支援策でございます。

しかしながら、当町で実際に寄せられたお声の中には、他の自治体では掛け持ちが認められているにもかかわらず、当町の窓口で完全に否定され、現在も1か所のみで働いているというお困り事がございました。

このような状況を改善し障害者の自立支援を進めることが、誰もが住みやすい社会に実現につながるのではないのでしょうか。

では、次の観点から、昨年12月の議会で私は多文化共生社会についてお尋ねをいたしました。多様性を認め合う社会構築のために、再度お尋ねをいたします。

多文化共生社会の観点から、外国人の方に対しコミュニティバスの利用方法やごみの出し方について、当町独自の取組はございますでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、ご質問のありました外国人の方に対してコミュニティバスの利用方法やごみの出し方の町独自の取組についてお答えさせていただきます。

まず、コミュニティバスについてです。

当町のお散歩バスは、運行ルートの設定やバス停留所の設置など、その運行に関して町民ニーズを踏まえながら実施しております。このたび議員からご質問のありました外国人に対するお散歩バスの利用に関する当町独自の取組についてですが、まずもって、そのような要望は寄せられておりません。

しかしながら、当町における住民登録のある外国人の数は増加傾向にありますので、今後は利用に関するニーズが高まった際には、運行ルート等の見直しを検討してまいります。

続いて、ごみの出し方についてです。

外国の方に対するごみ出しについてですが、町のごみ収集カレンダーは現在6か国語に対応しております。こちらは、ホームページからもダウンロード可能です。さらに、町指定ゴミ袋の分別種類を多言語で表記しております。言語の種類としましては、ごみ収集カレンダ

一と同様に、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、スペイン語、韓国語の6か国語です。

また、町としては、外国の方にはごみ収集日や分別の種類、ごみの出し方が分かるごみ分別アプリを推奨しております。このアプリは4か国語、英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語に対応しております。

今後も外国住民が地域で生活するため、分かりやすい表記に努めてまいります。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

当町には現在38か国の外国人が生活をしており、そのうち約3割を留学生や企業で働く技能実習生が占めています。2020年発行の「まちから」11月号では、多文化共生について特集が組まれ、国籍や言葉の違いによる壁をつくらず、同じ町民として互いに歩み寄ることの重要性が伝えられました。

一方で私の下には、ごみの出し方に関するお困り事の声や不審な車の放置、道でない場所への駐車といった問題について多くのご相談が寄せられています。これらの問題は、当町が現在行っている言語サービスや情報提供だけでは不十分であり、外国人住民が生活のルールを理解できていないことが一因と考えられます。

北名古屋市では、市の環境課職員らが日本語指導の教室へ出向き、ごみの分別方法について指導された事例が新聞に掲載されていました。実際にベトナム出身の方は、ベトナムでは分別したことがなかったとお話をされています。

昨年私は、蒲郡市で実施されているQRコードを活用した動画配信サービスの導入についてお話をさせていただきました。

各地で実施されている様々な取組により、外国人住民がより分かりやすく情報を得られる環境を整備し、住みやすいまちづくりを進めることで、町全体の安心と調和につながると考えます。

では、最後に、自分らしい生き方の実現のために、当町の考える多様性についてお聞かせください。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました町の考える多様性についてお答えさせていただきます。

障害、性別、年齢、国籍、文化、宗教、価値観、そしてライフスタイルの違いなど多様性を尊重するためには、相互理解が大切だと考えております。今回の答弁にもありました教育分野の多様性については、各学校で児童生徒に対して道徳、総合的な学習の授業に取り組んでおります。

また、障害者、障害児が安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、障害に対する地域の理解促進と意識の啓発に取り組んでおります。

そして、地域住民と外国人が互いの文化や考え方などを理解することで、外国の方も安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指して、多文化共生社会の形成に取り組んでおります。

引き続き蟹江町総合計画に掲げた各種施策に取り組むことで、それぞれの違いを尊重し、お互いに理解し合い、誰もが暮らすことができる地域社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

当町の窓口業務については、福祉や住民サービスに関する対応において窓口業務の対応に不安を抱えるというご意見を多数お聞きをしています。誰もが住みやすいまちを実現するためには、インフォメーションカウンターの設置や住民サービスの向上が必要不可欠であると考えます。

子供からお年寄りまで性別、人種を問わず、誰もが取り残されることのないまち蟹江、ここは私たちの居心地のいい場所蟹江と町民の皆さんが感じられるような温かいまちとなれるよう、皆さんと共に考えてまいりたいと思います。

自分らしい生き方とは、それぞれに感じる視点が違うことと思いますが、人生100年時代と言われるこの時代に、それぞれの立場で誰もが住みやすいまち蟹江となり、個々を尊重し合い、認め合える社会の実現に向けて新たな取組を考えていただきたいものでございます。

私たちの考える私の当たり前はあなたの当たり前ではないのです。

大変貴重な時間を長時間にわたりいただきました。本日はありがとうございました。

これにて一般質問を終わらせていただきます。

○議長 水野智見君

以上で加藤裕子さんの質問を終わります。

ここで保険医療課長、政策推進課長、こども福祉課長、教育課長、こども家庭課長の退席と、上下水道部長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、消防長、土木農政課長、ふるさと振興課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前10時18分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長 水野智見君

質問2番 三浦知将君の「これからの農業への取り組みについて」を許可します。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○7番 三浦知将君

7番 新政会の三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従って「これからの農業への取り組みについて」を質問させていただきます。

農業は、人々が生きていくために欠かせない食料を供給する大切な産業です。現在日本の農業は様々な問題、課題を抱えており、将来性に不安を持つ農業従事者も少なくはありません。日本の農業人口は全国的に減少傾向にあり、農林水産省の農業労働力に関する統計の結果では、仕事として主に自営農業に従事している基幹的農業従事者数は、2005年時点では224万1,000人、2015年時点では175万7,000人、2020年時点では136万3,000人、そして2024年、推測では111万4,000人となり、この20年近くで半分以下に劇的に減少しております。同じく、田畑耕地面積も減少傾向にあります。

蟹江町においても、同じような問題、課題を抱えているかもしれません。

そこで、まずお聞きしたいと思います。

蟹江町における農業人口、農地面積を教えてください。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、蟹江町における農業人口、農地面積についてお答えをさせていただきます。

5年に一度の調査でございます農林水産省が実施します農林業センサス、最新結果であります2020年の調査結果からお答えをさせていただきます。

蟹江町の農業人口につきましては、農業に60日以上従事した世帯員、役員、構成員として148人、こちら蟹江町の総人口の0.4%を占めます。農地面積につきましては176ヘクタール、蟹江町の総面積からしますと約15.8%を占めているところでございます。

近隣の海部郡で比較をいたしますと、農業人口及び農業面積につきましては、7市町村中6番目となっております。この海部郡で一番大きな農業人口、農地面積がともに多いのは愛西市となりまして、比較しますと農業人口は1,710名、農地面積は2,960ヘクタールとなっております。こちらの愛西市は、蟹江町の総面積の約6倍ございます。農業人口につきましては約12倍、農地面積は約17倍の差がございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございます。愛西市と比べると、やはり農地面積の大きさが違うので、やはり蟹江町はどうしても農業人口というのは少なくなると思います。

先ほどもお話がありました農林水産省では、農林業、農山村の現状と変化を的確に捉えて、きめ細かな農林行政を推進するために、5年ごとに農林業を営んでいる全ての農家などを対象に調査を実施している、農林業センサスですね、蟹江町としても農家の現状を把握されているかと思います。

蟹江町を含めた尾張西部地区では、農家の方たちによって都市近郊への供給をし、穀倉地

帯として発展してきました。

ちなみに農家の定義は、耕作面積が10アール、1,000平米以上もしくは農産物の販売金額が15万円以上の世帯を指しています。よく1反、1反と言われておりますが、これが10アールに近い数字です。

次は、農家についてお聞きしたいと思います。

蟹江町における専業農家、兼業農家の割合を教えてください。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、専業農家、兼業農家の割合についてということです。

こちらに関しましては、農地法によりまして農地に関する情報、農地台帳というものを作成する必要があります。この台帳の中には、専業、兼業の把握をする必要はないこともありますし、あと、農林業センサスでも項目がないというところもありまして、把握していないのが現状でございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

蟹江町における専業農家とか兼業農家に関しては、もちろんこの専業農家という言葉の定義なんですけれども、世帯員の中に兼業従事者が一人もいない農家を言います。兼業農家は1人以上、兼業従事者が1人以上いるのが兼業農家と言われます。昭和の時代からこの言葉はよく使われておりますので、皆様も耳にしたことはあると思います。

時代と社会の変化とともに農業従事者の高齢化や後継者不足の問題が生じたことにより、政府として現状を把握し、対策するために、専業農家、兼業農家とは別の分類の方法として販売農家、自給的農家という分類ができました。

ちなみに、販売農家とは、経営耕地面積30アール、3,000平米以上または農産物販売金額が年間50万円の農家と言います。自給的農家とは、経営耕地面積が30アール未満、3,000平米未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家を言います。こちらは、30アールあるかどうか、販売金額が50万円あるかどうかで分かれています。販売農家では、さらに年齢別でも細かく分類されておりますが、ここでは割愛させていただきます。

ここで、1つ質問させていただきます。

蟹江町における販売農家と自給的農家の割合を教えてください。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

こちらに関しましても、2020年の農林業センサスの結果から答弁させていただきます。

蟹江町における総農家数は336戸、販売農家数としましては156戸、自給的農家数は180戸となっております、それぞれの割合としましては、販売農家は46.4%、自給的農家は53.6%となります。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

大体半分半分ぐらいかなと思います。

そして、販売農家だからといって生計を立てられるという人も多くはないと思います。農林水産省の令和4年農業経営体の経営収支によると、売上げから経費を差し引いた全体の農業所得の平均は98.2万円となっています。令和4年の国税庁民間企業実態統計調査によると、日本の平均年収は458万円、この数字と比較すると、農家の収入はやはり低いかなということが分かります。農業従事者が持続可能な経営をしていくためにも、行政の支援が必要だと考えます。

ここで、質問させていただきます。

蟹江町として農業従事者への農業支援の取組はありますでしょうか。具体的にあれば、教えていただきたいです。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、農業従事者への農業支援の取組についてお答えをさせていただきます。

令和4年度になるんですが、こちらあいち型産地パワーアップ事業としまして愛知県の補助金を活用しながら農業機械の導入に係る経費について補助を行っております。この事業は、事業費の3分の1以内の補助がされる制度でございます。

また、特例ではありますが、コロナ禍におきまして同年4年度におきましては、地方創生臨時交付金を活用しながら、施設園芸用燃油価格高騰対策支援補助金と肥料価格高騰対策支援補助金を支給しております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

補助金なんですけれども、国からとか県からとかもいろいろ補助金があると思いますが、なかなかちょっと厳しいのかなというふうには思います。なぜかと言いますと、令和6年の1俵当たり買取り額は平均2万2,700円です。こちら、令和5年の1万5,291円よりかなり高くはなっておりますが、農業従事者の方からの話だと、それでも現状は厳しいというふうに悲鳴を上げております。先ほど1反、10アールですね、約1反から大体8俵ぐらいしか米が取れないというふうに聞いております。ですので、年間の売上げは1反当たり20万円もいかないです。もちろんただで農業することはできないので、固定資産税や機械のリース代、種子・肥料の購入費、燃料費など多くの経費がかかります。

ちなみになんですけれども、売上げ1,000万円いくとしましたら、大体5万平米の耕地面積ですね、米としては耕かさないといけません。どのぐらいの面積かといいますと、大体バンテリンドームのフィールドが1万3,200平方メートルになりますので、大体4倍近くですね、東京ドーム1個分というふうに言われております。かなり広大な面積だと思います。

これだけの話を聞くと、どれだけ農家の経営が難しく、また新規で事業参入することが困難だと思われるかもしれません。冒頭でも申し上げたように、農業は私たちの生活に必要な産業です。農業の方たちが踏ん張って農産物を生産している中、やはり蟹江町としても独自の補助金を出す、もしくは国や県の補助金を徹底的に周知させるということをやっ

ていただきたいと思います。

農産物生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を防ぐための排水等のため、排水機場、用排水路等を整備されておりますが、ここで質問します。

この農業の排水機場、用排水路等の維持管理は誰が負担するのでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

排水機場の維持管理につきましては、管理主体であります土地改良区等と関係市町村、県により負担がされることとなります。負担割合は、排水機により多少の違いはございますが、令和5年度実績から算出いたしますと、愛知県が約55%、関係市町村が約35から25%、関係土地改良区が約20から10%となっております。

あと、農業用排水路の維持管理につきましては、管理主体でございます各土地改良区が管理をしているところでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

農業用排水施設の先ほど新設とか変更とか農地の整備等、工事を伴う事業、土地改良事業によって造成された施設の維持管理といった土地改良事業の費用負担は、県と国もあるんですが組合の義務にもなると思いますから、やはり持続可能な農業経営の支援を引き続きお願いしたいと思います。

ここで、農業産出額についてお聞きしていきたいと思います。

農業産出額とは、農業における家計で消費する生産物の総産出額のことです。

それでは、蟹江町における現在の農業産出額は幾らでしょうか。主にどのようなものが多いのでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

こちらは、農林水産省が公表しております市町村別農業産出額（推計）から回答をさせていただきます。

こちら、令和6年3月14日公表の令和4年が最新の額として公表がされておりまして、蟹江町の産出額は7億円となっております。主な農産物としましては、花卉、米などが挙げられると思います。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

7億円のうち花卉、米ということで、やっぱりそうですね、日本で多くの市町村が花卉ではないんですが米が多いという、主食であるので、というデータがあります。

ここでまた、地産地消についてお尋ねしていきます。

地産地消とは、地域で生産された農産物や食品をその地域内で消費することです。この地産地消によってメリットは、地域経済の活性化や環境への影響が軽減されることが考えられます。地元の農家の生産物を直接消費者に届けることで、地域の経済循環を促進します。これにより生産者への直接的な利益につながり、地域全体の経済が活性化することが期待されます。また、長距離輸送が不要なため、輸送での燃料消費や二酸化炭素の排出が削減され、環境保全にもつながります。

そこで、またお聞きします。

蟹江町として地産地消の取組は、具体的に何をされていますでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、地産地消の取組についてお答えをさせていただきます。

主な地産地消の取組としましては、農業関係の部会というものが蟹江町には組織されておりまして、その中でも朝市部会につきましては、毎週土日に役場や農協などで朝市を実施しておりまして、地域の野菜等の販売を行っています。

また、部会の中の一つで無花果部会に関しましては、期間限定で毎年イチジクのPR販売を実施しているところでございます。

その他としましては、観光交流センター祭人（さいと）におきまして、地域の農産物販売と加工品販売を実施しているところでございます。

また、学校給食等において食材の調達におきましては、県内野菜に限定した発注を一部行っているものもありますし、あと、お米に関しましても県内産のあいちのかおりを使用したりというところで、地産地消の取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

各部会とか祭人（さいと）とかでいろいろ販売されていることとか、学校の給食とか取り扱われているということなんですが、全国の地産地消の取組としては、やはり先ほどもお話がありました学校とか、病院、高齢者施設での給食等の取組、あとは地元の宿泊施設、レストランでの地元農産物の利用、あとは地域支援型農業の導入、6次産業化の取組、需給マッチングサービスなど様々あります。商工会や関連機関と連携しながら、生産者の具体的なニーズを把握していただいたり調査して、また取り組んでいただきたいと思います。

例えばなんですが、蟹江町として白いちじくがございしますが、この白いちじくなどの特産品はどのように周知させているか、教えていただきたいです。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました特産品の周知についてお答えをいたします。

当町から情報を発信するツールといたしましては、広報紙やラジオ、観光雑誌などがございます。とりわけ特産品の周知に関しましては、これらの媒体に加えまして本年度はアンテナショップの開設や旅行商品の造成などを通じまして情報発信力の強化に努めてまいりました。

具体的には、11月11日月曜日から17日日曜日までの1週間にわたり、名古屋市の栄駅のコンコースにおいて蟹江町PRブースを設けまして、主に名古屋市在住、在勤の方をターゲットとした地場産品の販売などを通じて特産品の販路拡大や誘客につながるよう取り組んでまいりました。

また、旅行商品の造成に当たっては、現在観光客のニーズが単なる観光地巡りから地域の生活や文化、食材など地域資源を活用した旅先でしか体験できない、味わえない本物志向を求める着地型へと変化しております。

このような需要の変化を捉えまして、当町では、酒蔵見学や尾張温泉への入湯といった体験プログラムに加え、特に食に関しては、過日12月5日に日本酒をはじめとする「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。これを受けまして、日本酒のグローバルな魅力発信に大いに期待するところでございます。当町においても酒造り文化の魅力発信と併せまして地元酒造メーカーで醸造された調味料を生かした食事の提供など、集客力のある食や文化を観光資源としてコースに組入れ、地域の魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

様々な方法で蟹江町の特産品を周知していただいているということですので、また、効果検証とかもあると思いますので、それはまた後日お聞きしたいと思います。

第6次産業と言われている、こちら1次産業の農林漁業とか2次産業での製造業、3次産業としてのサービス業との組合せをすることにより、地域資源を利用した、活用した新たな付加価値を生み出す取組が全国で行われております。

例えば6次産業の一例として海津市では、黒米及びうるち米の米粉と飛騨地域の野菜の乾燥粉末を原料とする新たな米粉製品の製造、販売、あとは独自製法で作る発芽玄米を焙煎したりとか、粉碎した玄米の製造、販売をしているとのこと。これによって企業側が何千万、たしか7,000万円ぐらいだったと思うんですけども、売上げが生じているということで、これも何か地産地消にもつながっているのかなと思います。

蟹江町においても、白いちじくだけではなく様々な特産品があると思いますので、その特産品創出の支援をしていただいたり、販路を拡大させるなど、引き続き支援のほどよろしく

お願いいたします。

それでは、また1つお聞きしたいと思います。

蟹江町の農業人口が減少し続ける可能性は高いと思われますが、対策はお考えでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

農業人口の減少対策について答弁させていただきます。

全国的に農業従事者の高齢化、担い手、後継者不足など問題は数多くございますが、農作業のIT化や効率化、外国人の受入れなどの対策が、こういった人口減少の対策として挙げられることだと思います。

それぞれの地域で対策できる手法は異なるというふうに考えておりますので、農業従事者や農業委員会、農協など関係機関と情報共有をしながら、できうる対策について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

いろいろと対策はあると思いますが、各地域においてもこれからの時代に合ったAIとかIoTを駆使したスマート農業、農業DXなどが進んでいると思います。高精度なデータに基づき最適な作物の生産をするため、そして労働力不足を補うとともに新規就農者への魅力を提供すると思います。

また、農業体験とか農業に実際に触れていただける機会を創出することも、農業を身近に感じていただくために重要であると考えております。このままではいけないというお考えがあるのであれば、これからの蟹江町の農業のためにも引き続き対策を考えていただきますようお願いいたします。

また、後継者、担い手不足から全国的に耕作放棄地も年々増加しているとのこと。現在、蟹江町に耕作放棄地はどのくらいあるのでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、耕作放棄地についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましても農林業センサスからの回答となりますが、最新データとしましては、2015年の農林業センサスとなります。

蟹江町におきましては、3ヘクタールという数字が出ております。こちら、先ほどお話ししました農地面積の約1.7%に当たるところとなります。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

2015年のデータなので、もしかしたら耕作放棄地も拡大しているかもしれません。

この耕作放棄地によって食料自給率低下することも考えられます。また、耕地の整備が行われなくなると、雑草など生い茂り害虫発生の温床となり、放棄地拡大の要因となります。

そして、耕作される農地には貯水機能もあるため洪水などを抑制する働きを担っていますので、耕作されていなければ保水機能が低下し、雨が多い日本では洪水が引き起こされやすくなると思います。

ここで、また質問させていただきます。

耕作放棄地に対する対策は何かお考えでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、耕作放棄地に対する対策についてお答えをさせていただきます。

耕作放棄地に対する対策につきましては、農業委員が所有者を指導し、担い手への利用集積等を行いながら解消していくことが基本になると思います。

こちら、耕作放棄地につきましては統計上の用語でございますが、法律用語としましては遊休農地というふうに言われております。遊休農地の対策につきましては、法律におきましても年々強化をされております。例としましては、平成17年の農業経営基盤強化促進法等の改正等で、遊休農地につきましては、周辺農地の営農に支障を生じさせる場合には、市町村長は支障を除去するための措置を命令することができるということがされるようになりました。

その中、具体的な対策については、他の市町村や関係機関との情報共有等をしながら検討していきたいというふうに考えている現状でございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

それでは、具体的な対策はちょっとまだこれからということなので、やはり先ほども申し上げたようにスマート農業とか、それによって新規就農者への支援、あとは農地の集約化等ですね、あと考えられるのは、農業レジャーとか利活用することなどが一つの手段かなと思います。

そこで、また質問させていただきます。

耕作放棄地が拡大していく中で農業の担い手が不足していく場合、物流施設や工場などの企業誘致をすれば、建物の固定資産税や雇用により住民税の増収が見込めると考えますが、企業誘致に対しての取組はいかがお考えでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、企業誘致に対しての取組はということに対してお答えをさせていただきます。

町の北側、南側に広がっております市街化調整区域では、都市計画法の建築制限が厳しく、許可要件を満たさない限り企業立地はできませんが、現在の土地利用状況や交通アクセスの利便性から、蟹江インター周辺は企業立地の可能性がある地区と考えられます。

実際に町の都市計画マスタープランの中での土地利用の方針では、蟹江インターチェンジ周辺を、農村環境との調整を図りつつ、その立地条件を活用した新たな産業立地を目的とし、

当町の活力を高め、就業の場を提供する企業誘致を推進する工業地と位置づけをしております。

現在企業立地に向けた取組は進めてはおりませんが、企業立地の取組を進めております近隣自治体の事例の研究と併せまして地元地権者の意向を伺いながら、事業実施の可能性について調査を進めていきたいと思ひます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

引き続き、そうですね、企業誘致だけではなく、もちろん農地をどういうふうを活用するかというのをいろいろと考えていただきたいと思ひます。

企業誘致のメリットとしては、やはり雇用の創出が可能だと思ひます。新しい企業が地域に進出することで、地元住民に新しい雇用機会が提供されます。これによって働き手やその家族が地域に移住してくることで人口増加も期待できます。これにより地域の過疎化を抑制し、商業施設やサービス業も活性化されると思ひます。そして、税収の増加も見込めます。新たな企業が地域に拠点を構えると、法人税や固定資産税などの税収が増加されます。これにより教育とかインフラ整備などの公共サービスを強化する財源を確保することもできると思ひます。

このように企業誘致は多くのメリットをもたらすと思ひますが、先ほどもちょっと答弁ありましたが、やはり地域住民の方の理解も必要だと思ひますし適切な計画も必要だと思ひますので、一つの選択として考えていただきたいと思ひます。

それでは、最後にお尋ねしたいです。

蟹江町として農業に力を入れること、または都市化に力を入れていくことと、いつか決断するときが来るかもしれません。今後の蟹江町として農業に対してどのような思いがあり、どのような取組をしていくか、教えていただきたいです。

○副町長 加藤正人君

それでは、私からご答弁申し上げます。

農業につきましては、生産振興と需要の拡大、そして防災など多面的機能を持つ農地の保全、この3つが大きな柱であるというふうに認識をしております。この全てにお答えをいたしますと相当の時間を要しますので、今回は需要拡大、中でも蟹江町の特産品の一つであります花の需要拡大につきましてご答弁を申し上げたいと存じます。

実は、愛知県は、昭和37年から60年以上連続をして花の生産額全国第1位を続けております。最大の産地は東三河地域でございますけれども、蟹江町を含めこの海部郡も有力産地の一つでございます。そうした中で、県では「花の王国あいち」と名づけまして、関係団体や市町村と連携して様々な事業拡大の取組を進めているところでございます。

ちなみに、これ「花の王国あいち」のシンボルマークでございまして、皆さんご覧になっ

た方ありますでしょうか。ちょうど私が県の農林水産部長をやっていたときに選定をしたものでございます。

こうした「花の王国あいち」の旗印の下で、例えば花の大規模イベントの開催、今年は「あいち花マルシェ2024」として名古屋市と安城市で開催をいたしましたが、数年前には「あいち花フェスタ」として、2016年でしたか、弥富市で開催をいたしました。そのときは、蟹江町をはじめ管内の市町村の皆様にも多大なご協力をいただいたところでございます。

あるいは、「フラワーウォーク」という取組がございまして、花を持ってまちを歩こうという運動を根づかせようということで、これは毎月1回ですけれども、生産者から直送をされる花を県庁の職員に1コインで販売をして、持って帰るという運動をずっと続けておりますが、このフラワーウォークですけれども、地域で連携をいたしまして蟹江町役場でも実施をしております。ちょっと毎月というわけにはいかなくて年数回程度でございますけれども、私も毎回参加をしております。

ただ、蟹江の場合は鉢花が多い、それから車通勤が多いということで、なかなか持って歩いて帰るというわけにはならない、そういうPRにはちょっと難しいんですけれども、ささやかながら需要拡大に貢献しているのかなというふうに思っているところでございます。

また、10月の町民まつりでは、先ほどありました部会の中の花き部会が中心となりまして町職員も協力して、鉢花等の販売等を実施をしているところでございます。

なお、先ほどのフラワーウォークでございますけれども、また議会の皆様にはご案内を差し上げてないようございまして、せっかくの機会でございますので、次回案内をさせていただきますので、ぜひご参加をいただければというふうに思っているところでございます。

今後も様々な機会を捉えまして関係者と連携して農産物の需要拡大に努めていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

今のご答弁の中で花にも力を入れていくということで、蟹江町としての思いと考えは分かりました。ですが、やはり今も米農家など、野菜とかもそうなんですけれども、ちょっと苦しんでいる方もいらっしゃいますので、そういった方たちにも目を向けていただいて、蟹江町でもこんなことができるんだとか、魅力創出とかしていただいたり発信していただいたり、蟹江町の明るい農業の未来をつくっていただきたいなと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で三浦知将君の質問を終わります。

ここで産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、ふるさと振興課長の退席と、安心安全課長、政策推進課長の入場を許可します。総務課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前11時05分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時08分)

○議長 水野智見君

質問3番 飯田雅広君の「災害への備え（情報発信）について」を許可します。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○5番 飯田雅広君

5番 立憲民主党 飯田雅広です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、能登半島地震を受けて蟹江町の備えが万全か質問を行います。

令和6年6月議会では「災害への備え（飲料水とトイレ）について」という題目で質問を行いました。今議会では「災害への備え（情報発信）について」という題目にて一般質問を行います。

まずは、令和6年6月議会の一般質問で提案しましたトイレトレーラーの導入に関してお聞きをいたします。

令和6年6月議会の一般質問でトイレトレーラー導入に関しての町長の答弁では、阪神淡路大震災や東日本大震災を経てトイレの必要性というのを感じた。トイレトレーラーの導入は、蟹江町が優しい政策をやっていると言われるようなまちになっていくだろうと思っているので、積極的にこれから検討をさせていただきたいとのことでした。積極的にとありましたので、その後の検討状況をお伺いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

災害時のトイレの問題につきましては、大変重要な課題だと捉えております。

当町では、昨年度から既存の洋式トイレで利用できる携帯トイレ（トイレ処理剤）を購入、拡充しており、防災学習会等においてその使用方法について説明をしております。また、広報紙で携帯トイレの重要性や各ご家庭においても備えていただく防災用品の一つとして啓発をしました。また、台風の影響により中止となってしまいましたが、総合防災訓練の啓発品として作成した蟹江町オリジナルパッケージの携帯トイレを自主防災会等での防災訓練にて配布しております。

今後ものはたちの集いや防災訓練などで配布をし、ご家庭での携帯トイレの備蓄を促進してまいります。

トイレトレーラーの有用性につきましては、深く認識しているところでございます。

しかし、6月のときにも申し上げましたが、維持管理費用、車両の保管場所、保管方法や

移動の際に必要な牽引免許の所持職員の確保など様々な課題も多々あることから、他自治体の事例も含めまして研究しているところでございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

それでは、ぜひとも引き続き積極的に研究をしていただいて、できるだけ導入していただけるようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、多くの大規模災害を通じて、有事における地域の支え合いが重要であることを再認識しています。地域コミュニティの維持、活性化は大変重要な課題です。

そこで、町内会・区会の活性化の一助として、町内会・区会の活動にＩＣＴを活用することについて伺いをいたします。

ＩＣＴと言えば、スマートフォンの利用が主に浮かびます。しかし、スマートフォンを利用していない方も少なくないと思います。

そこで、町の公式ウェブサイトを利用して町内会・区会のページをつくることはできないでしょうか。掲載する内容にもよりますが、閲覧はパスワードによる管理とし、閲覧板を回すより早く情報を共有でき、何度も確認できます。ページの構成を簡単なものにすれば、スマートフォン以外の従来型の携帯電話等の情報通信機器でも情報を得ることができると考えられます。一方通行の情報発信なのでスマートフォンの機能と比べると見劣りしますが、比較的簡単に、町の公式ウェブサイト内ですので維持管理のための料金は不要となります。

ＩＣＴの進化は早いので新しいサービスが次々と生まれておりますが、まずは町の公式ウェブサイトを活用することで情報共有を進め、その後新たなＩＣＴの活用に移ることが考えられます。

もちろん情報機器を持たない方への配慮も必要ですが、町内会・区会が町の公式ウェブサイトを利用することについて、また、町内会・区会でＩＣＴを活用するための費用助成や活用方法の指導、勉強会の開催等についてお考えをお伺いいたします。

○総務課長 藤下真人君

質問のありました町内会・区会の活動にＩＣＴを活用することについて答弁させていただきます。

ＩＣＴを活用することは、町内会・区会の活動において効果的であると考えております。本年度、嘱託員行政視察にて静岡県沼津市にＩＣＴの活用事例を学びに視察へ行き、町内・区の代表である嘱託員の方々と共に他自治体の事例を学んできました。そこでは、各町内会において独自にホームページなどを立ち上げ、情報発信や書類の整理など創意工夫をされておりました。

引き続き他自治体の先進的な事例について町内会運営の参考になるような情報提供をしていきたいと考えております。

費用の助成につきましては、町内会・区運営費交付金を毎年交付しております。限られた財源ですが、今後もこの交付金を活用していただき、よりよい町内会及び区の活動に活用していただけたらと考えております。

以上です。

○5番 飯田雅広君

この町内会や区会の町の公式ホームページを活用することについてですけれども、技術的には可能か、担当課長、ご答弁をお願いします。

○政策推進課長 丹羽修治君

町公式ホームページの技術面で可能かどうかということにお答えさせていただきます。

町公式ホームページは、現在CMSという動作で動かさせていただいております。こちらのほうは、パスワードを入力して、そのパスワードとIPアドレスが一致した場合に、そのページをなぶれる権限が与えられるというものになります。一般的に出回っております変動型IPアドレスの場合は、毎回毎回マッチングのたびにアドレスが変わってしまいますのでそこら辺は難しいんですが、固定IPアドレスを利用いただければ、技術面的にはセキュリティを確保しつつ利用は可能となります。

ただ、固定IPアドレスのほうは初期費用や月額費用がかかってしまう有料のアドレスとなります。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

多少ちょっと費用はかかるけれども、できるということは分かりましたので、また進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、本日のテーマであるテレビのデータ放送を活用した町民への情報発信について質問をいたします。

さて、皆さんはデータ放送を利用したことがありますか。テレビのリモコンにあるdボタンを押すと画面が切り替わり、自分の住む地域のニュースや天気、そして交通情報など様々な全国の情報を見ることができます。実はこのデータ放送、市民への情報発信ツールとして活用している自治体が増えてきております。

北海道では25を超える自治体、福井県では30を超える自治体、この東海地方では岐阜県が既にデータ放送を活用して情報を発信しており、また、三重県においては「県政だよりみえ」と称してデータ放送で配信するなど、より多くの情報をタイムリーに届けております。名古屋市においても現在、NHKの協力の下、NHKのデータ放送における2枠を利用して全名古屋市の情報と各区の情報を1枠ずつ発信していると聞いております。

蟹江町でもこうしたデータ放送を活用した情報発信が複数のテレビ局で実施できるようになれば、より多くの町民にタイムリーな情報発信を届けることができるのではないでしょう

か。

2017年秋の衆議院選挙を前に国政政党の構図が大きく変わりました。その際に旧民進党や連合系の愛知県の地方議員は新政あいちを設立しておりますけれども、その新政あいちの仲間である名古屋市議会議員が、実際にデータ放送を活用している北海道の札幌市と苫小牧市に伺い調査をしてきました。両市の担当者が口をそろえて話していたのは、高齢者に変えて、そして緊急時、災害時についても強いということでした。札幌市と苫小牧市の両自治体は、紙で全戸配布する広報紙に加え、ホームページ、LINE、X、旧ツイッターですね、やフェイスブックといったSNSなどを使って市民に情報発信をしています。

各情報発信については、強みがあれば弱みもあり、例えば広報紙では、印刷の締切りがあるためにどうしても情報がリアルタイムではない。一方、急なイベントの告知や防災など即時性のある情報はSNSで発信し、リアルタイムにお伝えできる。しかし、パソコンやスマホに不慣れな高齢者には、なかなか伝わりにくいという課題があります。

一方、データ放送では、テレビさえあればボタン一つで簡単にアクセスできるため、導入後は高齢者にも即時性のある情報を伝えることができ大変効果的だということでした。

また、災害に強いという利点もあります。

皆様もご承知かと思いますが、北海道では2018年9月、最大震度7を観測した胆振東部地震が起きました。このとき北海道エリア全域で大規模停電、いわゆるブラックアウトが起き、携帯電話の基地局もダウンしてしまいスマホも使えなくなりました。そのとき活躍したのがデータ放送でした。停電の際、もちろん家庭ではテレビを見ることはできません。しかし、非常用電源のある市役所や避難所に置いてあるテレビを見ることはできましたので、避難した多くの市民がテレビの前に集まりデータ放送を利用して、自治体が発信する停電や避難に関する情報を住民が的確に知ることができたとも聞いております。

一方で、当町においては、多様なメディアを通じて災害情報を一括発信するシステムであるLアラートを活用しテレビのデータ放送を利用していますが、その情報は避難に関する情報や避難所の開設情報等にとどまっております。避難生活に必要な情報など、災害時に町民が必要とするより細やかな情報などについても発信できるようにしておく必要があると私は考えます。

他の自治体では、テレビ局、いわゆるチャンネルごとに契約をしていると聞いていますが、この地域のエリアを調べたところ、名古屋市に本社を置く民放テレビ局が配信動画プラットフォームLocipoを運営し、本来ライバルであるテレビ局同士が協力して視聴者に届けています。採算度外視といいますか、今までの枠を超え、地域密着で活動している共同体と連携し活用することは、蟹江町民にとっても大きなメリットがあると考えます。

また、その共同体と連携した場合、当町の担当者が一定のルールに沿ってではありますが、パソコン端末で情報を1回入力するだけで、僅か数分後には各局の放送波を通じてテレビの

ある全ての世帯に情報を送ることができると思っています。

そこで、お聞きをいたします。

パソコンに不慣れな高齢者にも大変優しい災害時にも即時性のある情報配信ができるという利点を考えれば、データ放送を紙の広報紙、公式ウェブサイトが続く当町の第三の情報発信ツールとして早急に検討し加えるべきでないかと考えますが、いかがでしょうか。データ放送を活用した町民への情報発信を防災の面からお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、データ放送を活用した町民への情報発信を防災の面からどう考えるかについてお答えさせていただきます。

災害時の情報発信の手段といたしまして、町のホームページ、防災行政無線、防災情報メール、FMななみなどを活用しております。また、先ほど議員もおっしゃられましたがＬアラート、こちら災害情報共有システムというものでございますが、こちらにより災害時に町が発信した避難情報などの災害情報は、テレビやインターネット等の多様なメディア事業者と共有され各メディアを通じて伝達されることから、テレビなどでも災害情報を確認することが可能となります。

多様なニーズに応えるために様々な情報発信ツールを利用する必要があると認識しており、データ放送につきましては、全ての年代の方が身近で使い慣れた機器であるテレビから情報を習得することができるため、有効な情報発信ツールになると考えてはおります。まずは、データ放送を活用する際のコストや条件、他団体の状況など、情報収集に努めていきたいと考えております。

また、併せまして、現在町のホームページなんですけれども、防災情報サイトを再構築しておるところでございます。より見やすくするために改良を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○５番 飯田雅広君

データ放送を活用した町民への情報発信は、平常時においても適時最新の町政情報をより多く発信でき、また、テレビ画面から手軽に町政情報を確認できるようになることから、パソコン等の操作に不慣れな高齢者の方などにも優しい有効な情報発信ツールになり得ると考えます。

データ放送を活用した町民への情報発信を広報の面からどのようにお考えか、お聞かせください。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありましたデータ放送を活用した情報発信について、広報面からお答えさせていただきます。

当町におきましては、「広報かにえ」と公式ホームページを中心に町政に関する情報を発信しております。そのほか、コミュニティFMのラジオ、JR蟹江駅に設置したデジタルサイネージやYouTubeなどのデジタル媒体も活用してイベント情報等を発信しております。テレビの媒体では、地元ケーブルテレビの文字情報システムを利用して行政情報のチャンネル枠に蟹江町のお知らせを放送しております。

今回、飯田議員よりご提案いただきましたデータ放送についてですが、データ放送はテレビのリモコンで操作ができ、インターネットを利用しない層に情報を届けるのに有効だと考えます。

お話にありましたLocipoを活用した民放テレビ局のテレビデータ放送との情報連携は、掲載料を考えますと難しいところではございますが、NHKのデータ放送は、NHKに問い合わせましたところ掲載料は無料とのことでした。NHKの取材時に、データ放送の希望を行政が伝えれば掲載を検討してくれるとの回答でしたので、今後はNHKからの取材の際には積極的にデータ放送の掲載をお願いしてまいります。

今後も各広報媒体のそれぞれの特徴を生かし複数の媒体を組み合わせながら、町民の皆様に対してしっかりと町政情報を伝えられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

安心安全課長の答弁の中に、町の公式ホームページのほうで防災のサイトの再構築をしているというようなお話もありました。また、他自治体の調査、研究もというお話がありましたので、まずは、データ放送を活用した市民への情報発信を行っている近隣の他の自治体の取組はどうなっているか、お聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、データ放送を活用した住民への情報発信についての他自治体の取組についてお答えさせていただきます。

データ放送を活用している他自治体といたしましては、愛知県内では名古屋市のみを確認しております。名古屋市では、イベント情報などを区ごとに情報発信しておるという状況でございました。

また、このデータ放送の活用につきまして近隣の市町村の状況でございますが、海部地区の市町村に確認しましたところ、現在活用する予定の市町村についてはないということでございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

私が調べたところ、前向きな自治体もありますし、ちょっと考えたけれどもどうしようというような自治体もあるというふうには聞いております。なかなかまだ愛知県では進んでな

いかもしれないですけども、だからこそ、より先に蟹江町が進めていただきたいというふうに思います。

防災のサイトの再構築というのもお聞きしましたけれども、やはりパソコンやスマートフォンを使わない世代にきちんと情報を届けられるものをというので、今回データ放送どうですかという提案をしておりますので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

そういった意味では、本当に安心安全課も政策推進課も先ほどケーブルテレビで情報を発信しているということでしたけれども、ケーブルテレビは契約していなければ見られませんし、そういう意味においては、この2つの課とも導入に関してなかなか進めていただけないなというようなイメージを持っております。

そうすると、やはり首長がやると言えばやっていただけるというふうに思います。そういう意味で、町長にお聞きをいたします。

先ほどの午前中、最初の一般質問でもあったとおり、SNSの活用に関して質問がありました。私も議員になってからX、旧ツイッター、フェイスブック、インスタ、LINE等の活用を、私議員になって今10年目ですね、9年、10年訴えていますけれども全然実現しておりません。

また、同報無線に関しましても、令和3年9月議会で石原議員の一般質問の際に、平成30年度に全面改修をしデジタル無線方式を採用しております。スピーカーの高さ、角度を調整し2種類の異なるスピーカーを組み合わせることによって、蟹江町ほぼ全域においてクリアな音質の放送により、非常に重要な情報を確実に住民の方にお伝えできるようになりました。また、同報無線を聞き逃した、もしくはよく聞こえなかった方について、蟹江町のホームページで同報無線で放送した内容を文字表示で案内しているので、ホームページのトップ画面から確認できます。さらに、同報無線ダイヤルでは、同報無線で放送した内容を再度聞き返す場合、指定の局番に電話をかけることによって放送終了から24時間以内の内容を聞き直すことができますとの答弁がありました。でも、やはりこのデジタル方式を採用してもやっぱり聞こえないという意見はあります。私も、流れているんですけども、何か言っているなというような感想のときがやはり多いです。

蟹江町としては検討するという言葉ばかりで、SNSの活用は積極的ではありません。同報無線もあまり効果を感じないというのであれば、データ放送を活用した町民への情報発信の仕組みを導入してはどうでしょうか。

また、この同報無線を聞き逃した、もしくはよく聞こえなかった方について、同報無線で流した内容が文字で蟹江町の公式ホームページのトップページ左側に表示されたり、放送後24時間以内に0567-96-6506に電話すると放送内容を確認することができますが、この2つとも結局自分から情報を取りにいております。それでしたら、データ放送のほうが手軽なんじゃないでしょうか。

データ放送を活用した町民への情報発信については、災害時には避難生活に必要な情報をきめ細かく提供できるほか、平常時にはテレビ画面から手軽に町政情報を確認できるようになるという利点が考えられます。そしてまた、SNSの導入も進まなく、同報無線も想定している効果が発揮できていないという現状であるならば、データ放送を活用した町民への情報発信を導入すべきと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

それぞれのセクションで今お答えをさせていただきました。データ通信、データ放送の必要性は、十分理解をしているつもりであります。検討しているからやらないということではなくて、それはちょっと違う感覚だと思いますが、やはり予算が伴うことであるということと、それから確かに名古屋市で今、豊田市もそうです、愛西市も検討しているということを聞いてはございます。先ほど加藤議員からもいろいろご質問ありましたように、災害に強いまち、でもゼロメートル以下の地域ですから、情報はほぼ同じ情報で共有しなければいけないという面もありますので、できれば4市2町1村、この地域、ゼロメートル以下の地域の皆さん方としっかり相談をしながら、予算面も実は結構かかるんで、それも我々のほうでしっかり検討しながら、早い時期にこれを考えなければいけない時期だと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、本当にありがたいのは、パソコンの使えない方、スマートフォンの使えない方、要望いただいております。テレビは、でも若い子が逆に今度テレビを見ないという、そういう現象も今あるようでありまして、そういう方をどうしようかなということもありますし、いろんなことを考えながら前に進んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○5番 飯田雅広君

私も本当にテレビ見てないんですね。本当に家に帰っても、テレビはつけるんですけどもAmazon PrimeかNetflixかユーチューブを見ております。ですので、逆に私たちは情報を取りにいけないんですけども、やはり取りにいけない高齢者の方がやはりテレビはよく本当に見ていらっしゃるんで、ぜひともデータ放送を進めていただきたいなというふうに思っております。近隣の市町村も検討しているところ、ちょっとずつ増えていっておりますので、ぜひとも一緒になって進めていただければと思っております。

本当に災害の発生時や平時の広報活動にデータ放送を活用していただきたいというふうに思っておりますので、ぜひとも導入することを、早く導入していただくことを重ねて要望いたします、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

(午前11時36分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時38分)

○議長 水野智見君

質問4番 山岸美登利さんの「災害対策について」を許可します。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○2番 山岸美登利君

2番 公明党 山岸美登利でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、「災害対策について」質問をいたします。

本年年頭1月に発生した能登半島地震では、10月29日時点で災害関連死含む死者475人、住宅被害約9万1,000棟、避難生活者は約5万人以上、被災自治体が開設した避難所数は1,500か所以上と甚大な被害となりました。この地震で亡くなられた方の死因は、住宅の倒壊による圧死が4割との報告があり、東日本大震災、熊本地震、そして能登半島地震と頻発する災害から多くの教訓を残しております。地震だけではなく災害が起こるたびに、その教訓から学び、私たちは日頃から防災意識を高め、いつ、どこで起こるか分からない災害に備えなければなりません。

今回は修正された防災計画に即し、教訓から学びつつ、災害が起きたときにはどのような体制になっているのか、そして防災としてどのような準備、体制づくりができているのか、順次質問させていただきます。

初めに、災害時の福祉的な支援と保健衛生環境の整備について伺います。

今回の能登半島地震で高齢者などの要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、国の中央防災会議は今年6月、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正し、その中で災害応急対策に福祉的な支援の必要性を明記いたしました。

修正された計画では、自治体に対し、ふだんから住民らの状況を把握できるよう、保健師、福祉関係者、NPOなどと事前に調整するとともに、災害時に個人情報をごとまで共有するか検討に努めるよう求めています。

また、指定避難所の保健衛生環境の整備が必要で、特に快適なトイレ環境の整備を求めています。具体的には、市町村に対して避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置することや、栄養バランスの取れた食事、入浴、洗濯など生活に必要な水の確保に努めるよう要請されております。

また、指定避難所の保健衛生環境の整備については、仮設トイレなどの早期設置に加え、

簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーを明示し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めることを市町村に要請をいたしました。6月議会定例会、先ほども質問がございましたけれども、能登半島地震でも有効であったトイレトレーラーなどの配置に努力することも明記されております。

そこで、伺いたいと思います。

当町の災害用トイレの確保と整備状況についてお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました災害時のトイレ確保とその整備状況についてお答えさせていただきます。

現在、当町では、各避難所や防災倉庫に簡易トイレや携帯トイレ（トイレ処理剤）の備蓄をしております。また、下水道の接続している避難所施設の一部におきましては、マンホールトイレの設置ができるよう整備しておるところでございます。また、車椅子利用者のための車椅子対応型トイレについても備蓄をしております。

そのほかには、トイレカーや仮設トイレの設置につきまして、タフバリア有限会社や太陽建機レンタル株式会社と災害時にトイレカーや特殊車両のレンタル供給に関する災害支援協力についての協定を結んでおるところでございます。

災害時は、トイレの水が流せるかどうか、また、仮設トイレの設置がされている場合であっても、し尿処理が確保できているかどうかによりトイレの衛生環境は大きく変わってきます。ゆえに、町では既存の洋式トイレでも使用できる携帯トイレの購入、拡充をしており、また、その重要性を理解していただくため、防災学習会や広報紙等を通じて説明、啓発しております。これは、ご家庭のトイレ空間が無事であれば、使い慣れたトイレを安心して使用することもできることとなるため、ご家庭での備蓄についても併せて啓発しているところでございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

トイレ状況、よく分かりました。先ほどの民間事業者との災害協定により、優先的に貸出しで支援を受けることができる、そのようなことで被災地で災害用トイレトレーラーが有効だったほかに、迅速な対応が可能かつ福祉ニーズに対応した自走式仮設水洗トイレカーについても、車椅子利用者やオストメイト対応等どなたでも安心して利用できるユニバーサル仕様でカスタマイズが可能となっており、これ大変有効であります。他に活用方法といたしまして、消防団の火災現場処理後の見守り時のトイレ確保などがあります。その民間事業者との災害支援協定がなされているということでもありますので、ユニバーサル仕様用のトイレカーも視野に取決めをお願いしたいと思います。

また、ともに民間企業も被災する可能性もございます。再度応援協定内容の実態を共有、

把握していただき、連携が機能しないことのないよう、よろしくお願いしたいと思います。

災害が起こるたびに、被災者は避難所で厳しい生活を強いられています。先月、衛生や生活環境について、国は被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準が満たされるよう、自治体に必要な支援を行っていく考えを示されました。例えば避難所運営の目安として、1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル、トイレは20人に1つ以上、男女比は1対3などです。

今後高い確率で発生すると言われる南海トラフ巨大地震のような大規模災害などに対しての当町の被災者への福祉的な支援、保健衛生環境の整備、快適なトイレ環境へのさらなる対策を期待したいと思います。

これまで発生した災害から、特に大規模災害発生時は、避難所に多くの避難者が集まり、避難生活が長期化するとトイレ不足になることが想定されます。さらに、停電や断水等によって水洗トイレが使用できず、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控えるなど、エコノミークラス症候群や持病の悪化へのリスクを招き、災害関連死につながる場合があります。

今回の能登半島地震での災害関連死は247人と、熊本地震の222人を上回りました。過去の震災でも様々な課題がありましたが、やはり今回でも避難した先に十分な備えはなく、住民が外で用を足したり、携帯トイレを複数人で使用したケースが相次ぎ、被災直後から劣悪なトイレ環境にさらされていたことが分かりました。生理現象はインフラ復旧を待ってはくれません。

この状況から、災害時のトイレ対策を推進する活動を続けているNPO法人日本トイレ研究会の加藤代表は、水、食料の備えはもちろん大事ですが、より早く必要になるのは実はトイレです。東日本大震災や熊本地震でも同じでしたが、大きな災害が起きれば水洗トイレは使えなくなってしまう。それを前提に私たちは備えなければならない。やむを得なかったとはいえ、衛生面や防犯面のリスク、人権尊重の観点から見ても、そのようなことを今後も繰り返してはならないと強調され、トイレの問題は、感染症や排泄の我慢を招き、災害関連死の原因にもなると警鐘を鳴らしています。

今回は、水道管や下水道管の破損によってトイレが使用できなくなる事案が発生し、食料、飲料水と同様にトイレ確保の問題は最重要課題と再認識しました。今後もいつ、どこで災害が発生するか分かりません。十分な備えをよろしくお願いします。

次に、避難所の環境整備、防犯対策と女性、子供、高齢者の災害備蓄用品について伺います。

能登半島地震でも避難所の環境が問題となりました。避難所生活の中で女性や高齢者から困ったことなど様々なご意見があり、特に女性ならではの視点から避難所生活の改善点など多くの要望が寄せられています。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは、避難所運営委員会等を設置し、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立することや、避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保することが示されています。

男女共同参画の指針では、避難所運営のリーダー、サブリーダーを3割にすることを目標とし、また、自治体職員の防災担当職員に女性を積極的に登用することが示されておりますが、現実的にはなかなか進んでいません。

備蓄品についても女性の視点が大変に重要であり、日頃から女性の意見が取り入れられる環境が整備されていなければなりません。

また、女性の視点は、災害への備蓄用品にも大きく影響いたします。2022年の国の調査では、防災担当の女性職員が1割以上配置されている市町村は女性職員がゼロの市町村に比べ、女性や乳幼児向けの用品、介護用品の備蓄割合が高いとの傾向が見られました。女性が避難所運営に関わることによって今回の能登半島地震の避難所になっている珠洲市内の小学校では、女性看護師の提案で下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交代で常駐する対応を取った結果、女性避難者から、人目を気にせず衛生用品を取りにいくことができたとの声があったそうです。

そこで、本町の危機管理として、担当課もしくは防災担当に何人の女性職員が配置されているのでしょうか。

また、町防災会議に女性は参加されたのか、伺います。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました防災担当の女性職員の数についてお答えさせていただきます。

現在、安心安全課職員、正規職員ですが課長以下5名おります。その中に女性職員は1名従事しており、日々の防災業務に従事しております。女性ならではの考え方など意見を聞き、参考にしながら、日々の防災業務を進めているところでございます。

また、蟹江町防災会議の委員には、全16名中、女性委員が2名となっており、女性の意見を聞くことも可能な状況にはなっていると考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ご答弁いただきました。年1回開催される町防災会議には、今後NPO団体職員や消防団、福祉関連に関わる女性の方々にも参加していただけるよう働きかけをお願いしたいと思えます。

また、今回女性用の生理用品や下着、妊産婦、乳幼児、高齢者向けの紙おむつ等の備蓄品の不足が課題となりました。

そこで、女性や子供、高齢者が必要とされている備蓄用品の状況についてもお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

備蓄用品についてですが、女性用生理用品につきましては、防災倉庫のほうに備蓄をしています。また、高齢者用の紙おむつも防災倉庫に備蓄しており、乳幼児用のおむつにつきましては、乳幼児優先避難所となっております保育所、学童保育所のほうに備蓄をしています。

今後も女性目線からの災害時必要用品の備蓄につきまして、必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

災害が発生するたびに課題となる避難所運営には、様々な分野でご活躍されておられる女性に関わることや女性の視点を取り入れた備蓄の拡充など、積極的な女性目線を生かした避難所の環境整備をよろしく願いをいたします。

○議長 水野智見君

ここで少し早いですが、暫時休憩とします。

(午前11時53分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時00分)

○2番 山岸美登利君

午前中に引き続き、よろしく願いをいたします。

女性や子供、高齢者が必要とされている備蓄用品の状況についてご答弁をいただきました。

過去に発生した災害では十分な配慮ができず、多くの女性が厳しい現状に置かれたことから、従来の避難所運営の取組に加え、女性の視点の必要性が認識されるようになりました。避難所においては限られた空間の中で多くの人が暮らすため、平時に比べ衛生面やプライバシーの問題などで心身の負担がかかりやすくなります。そのため、ジェンダーによる男女どちらかに過度な負担がかからないように、日頃から男女共同参画の考えを共有することが大切ではないでしょうか。

そこで、避難所の環境整備について、男女別の更衣室の設置や乳幼児のいるご家庭のためのスペース、キッズスペースなどの設置は整備されているのでしょうか。

また、避難所運営マニュアル等への記載はなされているのか、お聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました更衣室の設置や乳幼児などのいるご家庭のスペース、キッズスペースの整備状況や避難所運営マニュアルへの記載があるのかどうかについてお答えをさせていただきます。

男女の更衣室の設置につきましては、避難所運営マニュアルに記載がございます。設置場所に関しましては、各避難所の施設管理者と相談し、避難所運営のために必要な部屋、場所を指定することとなっております。

また、乳幼児用の避難所でございますが、蟹江町では22か所の指定避難所のうち、5か所の保育所と2か所の児童館の計7か所を乳幼児優先避難所として指定しております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

運営マニュアルのレイアウトには、乳幼児のためのスペースやキッズスペースの掲載がありません。ただいまご相談の上とおっしゃっておられました。一度、実際に模擬実験といえますか簡易的なシミュレーションの実施もご検討いただき、また、このレイアウトで大丈夫なのかなど課題をクリアしながら、マニュアル更新とともに避難所生活をされる住民にとってよりよい避難所環境となりますよう、整備をお願いしたいと思います。

続きまして、災害時要援護者のうち一般の避難所で生活することが困難な車椅子をご利用される方々へのバリアフリー化や視聴覚障害の方など様々な障害に対応するための避難所の環境整備はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました車椅子利用者など災害要支援者のための避難所環境整備についてお答えをさせていただきます。

各指定避難所のうち小中学校、産業文化会館、図書館、多世代交流施設、希望の丘につきましては、車椅子、スロープ及び車椅子対応型の仮設トイレなど利用頻度の高い要援護者用の防災資機材を配備しております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

要援護者用の防災資機材等整備しているとのことご答弁で安心いたしました。また、可能な限り、そこから拡充をお願いしたいと思います。

次に、避難所に避難する場合、避難所開設後、受付で避難者受付シートの提出が必要となりますが、大規模災害時は混雑が予想されるため、受付シートをホームページでダウンロードし事前に準備しておくことにより、よりスムーズな避難者の受入れにもつながるものと考えます。

そこで、住民の方が避難者受付シートを自由に印刷できるよう、町ホームページに掲載してはいかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のございました避難者受付シートのホームページへの掲載についてお答えさせてい

ただきます。

現在蟹江町のホームページには、避難所運営マニュアルを掲載しております。また、その中に避難所利用者登録票の様式についても掲載しておる現状でございます。

今後は、その登録票のみでも掲載することを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

よろしくお願いをいたします。

次に、防犯対策についてでございます。

災害時の防犯体制については、女性にかかわらず避難所など、特に子供や高齢者、障害者などを窃盗や性犯罪から守るため、トイレまでの通路などには夜間照明の設置、防犯ブザーやホイッスルを身につけるなど、犯罪抑止のためには大変重要であり必要ではないかと考えます。

そこで、当町の避難所における犯罪防止への取組と、ホイッスルまたは防犯ブザーを備蓄品に加えていただき希望者に配布する考えはないか、お聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました避難所での防犯対策についてお答えをさせていただきます。

ホイッスルや防犯ブザーの備蓄及び希望者への配布については、今のところ考えてはございません。各ご家庭での非常持ち出し袋にホイッスルや防犯ブザーといった防犯グッズの備えもお願いしたいと考えております。

また、現在町として検討している防犯対策につきましては、避難所の出入口や施設内の警戒業務を行ってもらうため、警備会社と避難所運営を結ぶ災害協定のほうを検討している状況でございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ただいまご答弁ございました警備会社との協定、住民にとっては安心につながるものと考えます。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

先ほども申しましたが、実際の避難所では要望を十分に把握できなかったために、女性用品が不足してしまったり、心身の負担が大きくなったと聞いております。防犯対策をはじめ多くの人が安心して過ごせるように、また、なかなか思いを伝えることができない女性、高齢者や子供の意見が反映されるよう、今後相談窓口の設置などもご検討いただければと思います。

次に、備蓄倉庫について伺います。

町内の防災備蓄倉庫は何か所設置されていますでしょうか。

また、全避難所に備蓄はなされているのか、今後の備蓄の拡充についても併せてお伺い

たします。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、備蓄倉庫の状況についてお答えさせていただきたいと思います。

町内の防災備蓄倉庫は、指定避難所に指定している小学校5校、中学校2校、保育所5か所、公共施設10か所、また、蟹江町の防災倉庫の計23か所設置しております。

また、小中学校では備蓄スペースに限りがありますので、乾パン、飲料水と備蓄資機材を中心に備蓄しております。アルファ米などのその他の備蓄食料につきましては、蟹江町防災倉庫に備蓄している状況でございます。食料につきましては、保存年限が長いものに積極的に更新しており、また、備蓄資材につきましては、避難所生活環境向上のためのパーティション、災害時に大きな問題となりますトイレ問題対策として携帯トイレなどの資材の拡充を進めておる現状です。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

各町内会で自主防災会補助金があるかと思います。任意の申請で、積極的な町内会とそうでない町内会と温度差があるかと思います。少しずつでも防災グッズ等の備蓄を準備していただくよう、個別にでも事業の周知と防災備蓄の促進をしてはどうかと考えます。お願いをいたします。

次に、浸水被害等を想定した場合、資機材や備蓄物の設置場所が1階にある避難所は、建物内の上層部へ移設の見直しを検討される予定はあるか、お聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

備蓄倉庫の現状といたしまして、1施設を除く全ての指定避難所では2階以上の場所に備蓄をさせていただいております。また、蟹江町防災倉庫では、浸水対策といたしまして1階床面を1メートル上げており、水につかっちはいけないもの、食料などでございますが、に関しては2階に備蓄しております。そして、1階にはスコップなど水に濡れてもさほど問題のないものを備蓄し、浸水対策を行っております。

また、現在1階部分に備蓄倉庫を設置している指定避難所につきましては、浸水被害を考慮し、今後も施設への協力を求め調整を進めていければと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

令和2年12月議会で質問、提案しましたが、避難所開設キットを防災倉庫に準備をしていただきました。職員の方が鍵を開けて各避難所に持っていくとのことですが、職員の方々も被災されることも想定されますので、キットの内容も充実、拡充をしていただき、防災倉庫から各避難所への設置をお願いしたいと思います。

次に、災害時の電源確保について伺います。

これも過去に質問をいたしておりますけれども、災害時の停電が長期化した場合、避難者の体調に大きく影響いたします。避難所では体温調節が難しく、夏場は熱中症、冬場は凍死の危険性があり、能登半島地震でも亡くなった方の約14%が低体温症や凍死でした。特に暑さや寒さに敏感な高齢者や体調不良の方々、持病を抱える方々は、空調設備の停止や医療用機器が使用できなくなると健康状態や症状が悪化するリスクが高まり、障害者や高齢者の方々、医療的ケアを必要とする人とそのご家族に大きな混乱をもたらし、医療、福祉機関等との連携とともに電源の確保が大変重要となります。

そこで、伺います。

避難者となる障害者や高齢者の方々、医療機器を必要とする方々の安心と安全が確保できる非常用電源装置が設置されている避難所は現在何か所ありますか。

また、設置箇所以外の非常用電源の必要性はどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

現在、非常用電源としてリチウムイオン蓄電池を指定避難所全22か所に設置しております。現在導入しているリチウムイオン蓄電池は、災害時の照明等の電源確保を目的としておりますが、要配慮者の方が緊急時に利用していただくことも可能であると考えております。非常用電源としての機器、機能等につきましては、リチウムイオン蓄電池の更新も含めて検討を進めております。

また、太陽建機レンタル株式会社と災害支援協定を締結しており、この協定に基づき非常用電源を調達することも計画しております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

では、災害時に在宅で避難した場合に備えて、医療的機器を使用している方へ非常用外部バッテリーの購入費用を補助している自治体もありますが、家庭用ポータブル発電機や蓄電池の購入の費用を補助するお考えはないか、その外部バッテリーの購入費用も含めて伺いをいたします。

○安心安全課長 森 実央君

医療機器を使用している方へ非常用バッテリーの購入費の補助につきましては、今のところは考えてはおりません。

医療機器を使用している方にとって、災害時の避難所での生活はとても厳しい環境になることが予想されます。近年の災害の実情からも、災害時の避難所での生活は感染症の危険性やプライバシーの確保が困難になることから災害関連死が問題となっており、当町におきましては万が一のときに在宅避難ができるよう、日頃からの備えを呼びかけておるところでございます。

今後も住民の防災意識の向上につながる啓発をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

お願いいたします。

熱中症や低体温症のリスクを避けるため、充電式の扇風機やカセット式ストーブなど電気を使わない冷暖房の備えも現在注目をされております。自助の観点から個々においても、真夏の猛暑あるいは極寒の真冬の災害時に必要な備蓄品や想定されるリスクを避けるための備えをお願いするとともに、当町からも広報紙や回覧板、ホームページなどを活用し積極的な広報、啓発をお願いしたいと思います。

高齢化が進行する中、ただいま質問しました災害時の電源確保は大変重要であります。対象者数の増加も想定されますので、関係部署と連携し、新たに非常用電源装置、ポータブル発電機や容量の大きいもの、蓄電池なども備蓄に加え拡充するなど、電源確保の必要性についても、いま一度ご検討をいただきたいと思います。

次に、防災情報の多言語化について伺います。

災害時要援護者は、災害時の一連の行動を取るため、支援を要する高齢者、障害者、乳幼児、妊婦のほかには外国人の方が挙げられます。町に在住されている外国人の方は1,500人以上いらっしゃると思いますが、観光で訪れた外国人の方に対しても災害時に情報を入手できる手段が整備されていなければなりません。

RPAというデジタル技術を活用し、正確かつ迅速に災害時等の緊急情報を日本語から多言語化するシステムを構築し活用している自治体、浜松市もございます。

そこで、今後インバウンドも見据え、外国人の方々への支援として防災情報をどのように発信していくのか、お伺いいたします。

また、町内在住の外国人の方が災害情報を入手する手段としては、スマートフォンのメール翻訳機能などが挙げられます。各避難場所、避難所の案内看板の図記号ピクトグラムや災害種別の一般図記号を使うとともに英語表記を追加するなどして、外国人の方にも分かりやすく更新されているかと思いますが、情報の多言語化についてはどのように対応されるのか伺います。

○安心安全課長 森 実央君

外国人への防災情報の発信といたしまして今年の9月、蟹江町ボランティア会主催の外国人を対象としました防災学習会のほうを支援させていただきました。内容といたしましては、地震、洪水など蟹江町において予想される災害の被害想定及びその対応方法を伝え、緊急地震速報の説明と併せてシェイクアウト訓練を実施、そして、避難場所、避難所及び災害に関わるピクトグラムを認識してもらい、万が一のときには言葉の壁を越えて行動できるように工夫をさせていただきました。

情報の多言語化に関してましては、ハザードマップにおきましては一部名称などを英語表記で記載させていただいております。そのほかの部分につきましては、翻訳アプリで対応することをハザードマップにおいて紹介しております。

また、令和6年7月のハザードマップの増刷に伴いまして、マップにおけるピクトグラムを一部修正させていただきました。災害の種別、災害に対応した避難施設の表示等をより明確化したことで、ハザードマップの判読性を高めております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

外国人の方を対象にした防災学習会は、非常に有意義なものとなると考えます。もっと回数も増やしていただくなど、ご対応をしていただきたいと思います。

避難所におけるコミュニケーションボードにつきましては、障害者や高齢者等の専門団体の意見を聞き、英語表記を追加するなど具体的な推進をお願いしたいと思います。

多言語化については、防災アプリ、多言語アプリなどの導入や、災害情報を地域コミュニティFMで外国人向けの自動翻訳サービスを活用している自治体、横浜市中区中心であります。ありがとうございます。当町は、FMななみでも活用できないか、調査研究をしていただきたいと思います。

内閣府は、災害時に外国人が活用されているアプリやサイトをまとめた情報をウェブなどで周知していますので、それらを参考に様々な手段で緊急情報が得られにくい外国人住民に対する迅速かつ正確な情報提供ができる体制への取組を進めていただきますよう、お願いいたします。

最後の質問であります。地震発生時の火災防止について伺います。

今回の地震が起きた石川県輪島市では、大規模火災は朝市通り南側の店舗付近が火元とされ、電気機器や電気関係の配線などが発火の原因とされています。また、断水の影響で消火が難航し、住宅や店舗約240棟という甚大な被害をもたらし、総務省消防庁の調査では、地震後の停電復旧時に発生した通電火災の可能性が指摘されています。

これを受けた消防防災対策の検討会では、住宅などへの感震ブレーカーの設置が通電火災防止に重要と結論づけられました。電気火災は、阪神淡路大震災や東日本大震災でも原因が特定された火災の半数以上を占めており、使用中の電気器具から地震で散乱した可燃物に着火したり、損傷した電気コードが停電復旧時に発火した事例がありました。

2022年の内閣府世論調査によると、感震ブレーカーを設置していると回答した人の割合は僅か5.2%と低く、背景には認知度の低さや出火防止効果を実感しづらいことが挙げられています。

感震ブレーカーには、分電盤に内蔵、外づけするタイプやおもりやばねの力でブレーカーを落とす簡易タイプ、コンセント式などがあり、いずれも震度5強相当の揺れで作動し、価

格も数千円から数万円と幅があります。

地震発生時は身の安全確保が最優先されるため、火災の発見や初期消火が遅れて被害が拡大する事態が想定されます。特に延焼の危険性が高い木造住宅密集地域などは、地震に伴う電気機器からの出火を防ぐには、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーが有効と考えます。

そこで、今後起こり得る大規模地震に備え、感震ブレーカーの普及、啓発とともに購入設置への費用助成をご検討いただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

感震ブレーカーにつきましては、能登半島地震での大規模火災を受けて、地震と火災の連動性について再認識いたしました。

また、当町でも住宅が連なり立っている地域がございます。そこでは地震発生時に火災が発生した場合、大規模火災につながるリスクが高いと考えられます。

購入費用の補助につきましては、今のところは考えておりませんが、二次災害防止のために、まずは住民の方に感震ブレーカーの認知度を高められるような啓発活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

内閣府が2019年に公表した南海トラフ地震の被害想定では、感震ブレーカーの設置率を例えば100%に高めると、火災による死者が約1万4,000人から半数以下に減ると推計されています。特に延焼の危険性が高い木造住宅密集地域などへの被害を最小限に抑えるためにも、感震ブレーカーの周知とともに防災講習会などを活用し、地域住民への普及に向けた取組をよろしくお願いいたします。

今回、災害対策について避難所運営で欠かせないTKB、トイレ、キッチン、ベッド関連、女性目線の備蓄物の設置や体制整備、災害弱者のための避難所環境と電源確保について、外国人の方々への緊急災害情報の伝達手段、通電火災出火防止対策として感震ブレーカーの設置促進など、ランダムにお聞きしてまいりました。

災害が起こるたびに浮き彫りとなる課題を当町に置き換えて、どのような対策が必要なのか情報を更新するとともにブラッシュアップ、改善しながら災害に対する体制整備と対策強化に向けてのさらなる推進をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで安心安全課長、政策推進課長の退席と、生涯学習課長、こども福祉課長、教育課長の入場を許可します。総務課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午後 1 時29分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時30分)

○議長 水野智見君

質問 5 番 多田陽子さんの「中学生の放課後の過ごし方について」を許可します。

多田陽子さん、質問席へお着きください。

○ 1 番 多田陽子君

1 番 多田陽子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って、「中学生の放課後の過ごし方について」質問いたします。

中学生の放課後というと、部活動や塾をイメージされる方が多いと思いますが、まず、子供たちの帰宅時間がどのようなものであるか紹介します。

小学生は、1年生は毎日5時間授業で、大体3時下校、学年が上がるにつれ、6時間授業が増え、4年生からは月曜日以外が6時間授業となり、4時ぐらいの下校となります。中学生も月曜日は3時頃、火曜日から金曜日は3時半下校で、ここに部活動が加わります。部活動の終了時刻は4時15分から5時15分と季節によって変動し、12月の今日は、最終下校時刻が蟹江中学で4時30分、蟹江北中学で4時35分となっています。町内の3つの幼稚園は、保育自体は2時台までであるものの、お迎えの時間に幅があり、蟹江中学に一番近いはばたき幼稚園を例に挙げると、通常の降園時間が3時40分までとなりますので、月曜日は小中学生のほうが早く帰ってくる家庭もあります。最近は私立幼稚園も就業する保護者のために6時台まで延長保育を行っているので、7時まで開所している学童保育を利用する低学年、また、保育所の幼児が一番遅い帰宅となっている逆転現象のようなことにもなっています。保育所では、ゼロ歳児でさえ、通常4時をめぐりに帰宅が始まりますので、中学生の帰宅時刻がいかに早いかお分かりいただけるかと思います。

我が家の中学生は、もう帰ってきたのという時刻に帰宅し、そして、その後も家でずっとだらだらと過ごしていて、6月の一般質問で、努力ができる習慣のついた子供をという表現をしましたが、家にいる様子はそれと遠くかけ離れて、とにもかくにもスマートフォンの使い過ぎに私は頭を抱えています。宿題はと聞いても、学校で終わらせたと言って、家で宿題をする様子をほぼ見ません。周りに聞きましても、自主勉に取り組む子供は少数で、確かにドリルなどを入手して与えることはできても、自分で考えて取り組むための家庭での導き方は、小学校の懇談会などでも聞いたことがありません。

だから、以前のように、もっと部活動をしたり、宿題を出してくれたりと健全な青少年と

しての過ごし方をしてくれたらどれだけ安心だろうかと親としては思うわけですが、一呼吸置いて考えてみると、それらは全て先生の長時間労働、それもいわゆる定額働かせ放題という強制ボランティア的な協力があつたからこそ成り立っていたものでありました。

先ほどのような悩みを抱えるならば、それは保護者がもっと頑張らなければいけない。習い事をさせたり、塾に入れたり、各家庭で有意義な過ごし方の計画を立てればよいとなります。

しかしながら、保育所が7時まで預かりをしているということは、子供が幼くとも、その時間まで働きに出ているわけで、一般的に子供の成長とともに、遅い時間まで働けるようになると認識されていますので、中学生に親の目が行き届きにくくなる家庭が今後ますます増えることは予想できます。さらに言うと、塾や習い事の費用もばかにはなりません。

文部科学省の令和3年度、子供の学習費調査によると、子供の学校外活動費は、公立中学生の平均で、毎月3万円以上になるそうです。それに加えて、年齢が上がるにつれて、服飾費やお小遣いなど、必要とは言わなくても、子供にとっては必要な支出は増えていきます。だから余計に働かなくてははいけなくなる。重ねて言いますが、保護者が手取り足取り、中学生の子供に関わるのは現実的にはますます厳しくなっていくことでしょうし、自立という面からも、過保護との境界の難しいところです。

そういった今日だからこそ、行政がどのように蟹江町の宝である子供、中学生に関われるのかの観点から、大きく2つ、放課後の過ごし方を生活、学習に関してと、部活動の地域移行に関してとで質問を用意しました。

まず、教育課に問います。生活面に関して、放課後の過ごし方について、生徒、保護者にアンケートを取ったことはありますか。居場所や過ごし方がどのようなであると認知しているのでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたことについてお答えさせていただきます。

まず、1つ目、放課後の過ごし方についてのアンケートでございます。

こちらにつきましては、教育課、学校としては放課後の過ごし方について、生徒、保護者へアンケートは実施しておりません。

ただ、各学校において、学校生活に関するアンケートなどを実施しており、その意見や結果については真摯に受け止め、より充実した学校生活が送れるよう、改善に努めているところでございます。

また、学校におきましては、個人面談や三者面談で、放課後の家庭での過ごし方の聞き取りをしております。

次に、居場所や過ごし方の認知につきまして、こちらにつきましては、学校生活での指導で生徒との面談、定期的な教育相談などでコミュニケーションを取り、家庭での過ごし方に

ついて聞き取りをしてございます。

居場所や過ごし方の認知につきましては、学校外のところを考慮しますと明確なお答えができませんが、生徒一人一人、自分の生活スタイルに沿った場所で過ごしていると考えてございます。

習い事やスポーツクラブ活動、自宅で過ごす生徒、友人と過ごす生徒など様々であると認識しております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

教育課が答弁くださいましたが、こども福祉課のほうでも、それらを生活アンケートとして集計中であると聞きました。

では、こども福祉課に、子供たちの公営の居場所である児童館についてお尋ねします。

児童館は乳幼児とその保護者や小学生の遊ぶ場所という認識が広まっていますが、18歳未満の全ての子供を対象とした施設であると定められています。

では、中学生や高校生の児童館の利用状況はどのようになっているのでしょうか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいま質問のありました中学生や高校生の児童館の利用状況についてお答えいたします。

各児童館におきましては、中学生及び高校生まとめた集計しか行っておりませんので、中高生としての利用者数を申し上げます。

町内5か所の児童館の令和5年度1年間の中高生の合計利用者数は859人で、総利用者数3万6,792人のうち、約2.3%となっております。

また、令和6年度につきましては、10月末までの集計になりますが、中高生が388人で、総利用者数2万3,342人のうち、約1.7%という状況です。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

全国平均が2.9%ですので、全国的に水準がそもそも低い状態であると言えるのでしょうか。

ただ、蟹江町内は屋内の公営の中学生の居場所となるところが、図書館と児童館の主に2か所である点からすると、課題があるように感じます。

とはいえ、そもそも全国的に児童館の在り方が今の中高生たちにとっては古いのかもしれませんが。子供にとって、スマホの持込みは必須、BGMだって欲しいですし、飲食もしたい。名古屋市でも、官民挙げて中高生の第三の居場所づくりが盛んになりつつあります。

私が聞いたところによりますと、蟹江の中学生は、ヨシヅヤやスーパーのイートインコーナー、ファストフード店でよく集まるとのことです。

先日の中学生と町長とのタウンミーティングで、商業施設を誘致してほしいとの声が上が

ったと聞きましたが、それも買物をしたいというのと同時に、友達と過ごせる場所がほしいという中学生の願いであると認識していただきたいと主張します。

学校外での生活という面で考えると、こども福祉課の管轄であるとは思いますが、やはり課を超えて共有していただきたく、蟹江町全体で子供を育てていくという意識を持っていただければと思っております。

では、次に、学習面でタブレットについてお尋ねします。

4年前から小中学生に、1人1台でタブレットが配布されています。当初に比べ、格段に授業内での活用が進んでいると先生方、また子供たちからも聞いております。

さて、このタブレット、家庭学習においても、とても有用なツールで、調べたところ、小学生向けの大手通信教育では8割、中学生向けだと、ほぼ全ての通信教室で専用タブレットやアプリ、動画配信等を行っております。

では、町内の小中学生に配布されたタブレットの家庭への持ち帰り状況は、今どのようなになっているのでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました、実際の持ち帰りの割合についてお答えさせていただきます。

タブレットの持ち帰りに関しましては、教育課としては推奨しておりますが、その頻度は学校により様々であると認識しております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

実際はどれぐらいの割合でしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

すみません、実際の持ち帰りの割合についてお答えさせていただきます。

小学校につきましては、学校により対応は様々ですが、個人の活動の進捗状況に応じて、毎日持ち帰ってくる期間がある児童や週に1、2度持ち帰る児童がいる学校もございます。

中学校につきましては、行事等のまとめ学習や家庭学習のために持ち帰る生徒がいると聞いてございます。しかしながら、割合としてはかなり低いかというのが現状でございます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

そうですね。私も日常的に持って帰っているという話は聞いたことがありません。

では、教育課から、どのような働きかけがあれば、もっと進みますか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

校内での活用は、学校、教員により少しばらつきが確認されましたので、今年度は教員に向けたタブレット活用の研修を行いました。授業の中で積極的に活用できるよう働きかける

ことにいたしました。そのおかげもあって、研修後につきましては、活用されやすくなっていることが確認されております。

今後は、児童生徒の活用の幅を広げ、自宅学習に取り入れられるようになればと考えております。

以上でございます。

○1 番 多田陽子君

もう既に右肩上がりの状態であるということも認識しておりますので、今後、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回はタブレットについての質問ではないので、深く質問を重ねることはしませんが、とにかく、せっかくあるツールをいかに活用するかです。

私事ですが、20年ぶりに英語の勉強を始めました。昨年度の英語能力指数は、日本は過去最低の87位だったそうです。特に若い世代の英語力の低下が目立つという結果が出ており、ゆとり教育が始まってから体力が低下し、英語力も低下し、それが関連されているのかは結論としては出ていないのですが、ただ、日本人は、明らかに英語に触れる時間が少ないとは言われています。小・中の7年間で、英語の授業時間は約630コマ、1日に換算すると0.25コマ、約12分の学習時間しかありません。

つまり、今日言いたいのは、成長期の子供に、もっともっと成長の機会を与えるべきだということで、家庭におけるタブレット教育、タブレット学習を使わない手はない、宝の持ち腐れを早く解消すべきだということです。

では、教育長にお尋ねします。

教育長に就任されて4年目となり、その間にプログラミング教育など推進を、教育ICT化を進めてこられましたが、教育長はタブレットの持ち帰りと、もう1点、部活動の地域移行に対して、どのような思いや理想を持って今後取り組んでいく考えかを教えてください。

○教育長 服部英生君

タブレットの持ち帰りと部活動の地域移行について、思いや理想ということでお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

まず、タブレットの持ち帰りについてです。

以前よりタブレットの持ち帰りについては、蟹江町内の先生方で組織された情報教育部会において意見交換がされています。小学校においてはドリル学習、写真や動画撮影の宿題などに使われています。中学校では多くないようです。

一方で、持ち帰ることで、登下校中や自宅においてタブレットをぶつけたり、落したりして破損のリスクは高まります。修繕費用を基本的に個人負担にしていけないだけに、扱い方については大変大きな心配事になっております。

また、各家庭におけるWi-Fi環境についても様々であり、貸出し用の機器はあります

が、数に限りがあります。そのような現状を考えると、各学校、学年において、可能な範囲での活用をしている状況かと思っております。

私としましては、持ち帰りよりも、まずは学校におけるタブレットの活用をさらに進めていきたいと考えています。今年の夏休みに、外部講師を呼んでタブレットの活用方法の具体的な使い方について研修会を実施したところ、その後の授業でのタブレットの活用が大変多くなりました。

そこで、冬休みに前回参加できなかった先生方を対象に、タブレットの活用の研修会を再度実施します。参加した先生方が実際に授業やその他の場面で使うだけでなく、同僚の先生方に、こんな使い方もあるよと広めることで、さらにタブレットの活用が広がることを期待しています。その先に、持ち帰りなどの新たな活用が出てくるのではないかと考えています。

次に、部活動の地域移行についてです。

個人的には、中学校生活の中で部活動における経験は、人格形成において大いに役立っていると思っています。中学校生活では、教科担任制における学級担任とのつながりよりも、人事異動がなければ3年間、多くの接点がある部活動顧問とのほうのつながりのほうが強くなります。各部においても、上級生と下級生という小さなコミュニティを形成しています。また、部によっては対外的なこともあり、礼儀を含めた言動についても、部活動の中で学ぶことは多くあると思います。ということで、教育的役割を部活動は果たしてきたと思います。

一方で、現在の部活動の地域移行について、理想は学校から完全に切り離す地域移行だと思いますが、すぐにそのような形に持っていくことは難しいと思います。生徒数の減少による部の存続の難しさ、教員の働き方改革、部の所属に対する多様な考え方、地域指導者の確保、参加者の受益者負担や指導者の報酬の問題など課題はとても多く、また、その課題が複雑に絡み合っています。

学校の先生方と地域指導者が協力して部活動の指導をしたり、部員数が減少することによる蟹江中学校と蟹江北中学校の合同化をしたり、合同化では、双方において相手校にしかない種目や活動に、新たに参加できる道を考えたり、平日と休日で種目や活動を変えることができる仕組みをつくったりすることも考えられます。そのうち、どのようなことが蟹江町で可能であるか。現在の部活動地域移行検討委員会の中で、その方向性や実施内容について検討できればよいなと思います。次年度からは、試行実施をする部活動もあります。その試行を通して、新たな課題なども出てくると思いますので、その解決に取り組みながら、蟹江町の部活動地域移行を進めていきたいと思っています。

生徒たち、保護者、部活動の先生方、外部指導者となる方々にとって、それぞれの立場でウィン・ウィンがより多く生まれることを目指して、部活動改革に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

まず、タブレットに関して、確かに家庭への持ち帰りよりも、校内への充実というのは、そのとおりであると思います。

ただ、タブレットは教員の負担軽減に大いに力を発揮します。また、最近の知育ゲームは本当に種類が豊富で、楽しめるコンテンツがたくさんあります。学習用のタブレットを家で触っているならば、スマホよりは保護者としては大分安心できますし、近視とか、目の病気とか、そういう方向からでも、小さな画面のスマホよりも大きな画面のタブレットのほうが遥かに安心感もあります。

また、プログラミングなどは、やり始めると、どんどん作り込むことができ、また、習熟度の高い生徒がクラスにいと、先生の右腕となって、ほかのクラスメートの成長にも好影響を与えると、授業がさらに充実したものになると思います。

導入し始めて5年目になりますが、もしも当面希望する子供のタブレットの持ち帰りがかなわないのであれば、行政や各学校、各先生が独自にタブレット教育を取り入れるよりも、大手通信教育の完成されたICT教育に乗るなど、財政的、教育的にどちらのほうがパフォーマンスがよいかどうかの検討もすべきかと考えます。

また、県立高校で使用するタブレットの自己負担が決まりましたが、それならば、中学校からは年間数万円かかっている町のリースではなく、各自購入して、その購入金額に対して補助をするほうが、高校進学時も各家庭への負担軽減にもつながるのではないかと提案させていただきます。

次に、部活動の地域移行に関してです。

ちょうど一昨日のニュースで、日教組が取ったアンケートで、休日の部活動には関わりたいと答えた先生が、中学校で46%だったそうです。先生方の働き方改革もとても大事ではありますが、ある退職された先生が在職中に一生懸命生徒に関わってきて得られたものは100兆円にも値するんだと、退職後の今感じていると教えてくださいました。先生方にとっても、親にとっても、負担を軽くすることだけが正解ではないと感じました。いろいろと課題はあるということは分かりますが、蟹江町としては、当事者にとってウィン・ウィンが1つでも多くなるようにと、そのように考えて検討しているとの、この共通認識を学校と教育委員会、また行政とで持っていると感じ、子供のため、先生方のためにも、丁寧な取組を重ねてお願いしたいと思います。

では、その部活動の地域移行について伺いたいと思います。

部活動の地域移行とは、学校単位での活動から地域との連携、地域での活動へと移行することを言います。全国的に、特に持続可能性という面で部活動は厳しさを増しており、深刻

な少子化の中で、当然中学校生徒数の減少も進行しています。

こちらに書き出してみました。

今の中学3年生が生まれた平成21年には、生徒数は360万人いたところ、今年、令和6年には314万人に減っています。15年で13%減です。親世代の私の年代が中学生であった30年前と比べると22%も減少しています。ですが、もっと深刻なのは、今年の出生数が68.5万人と発表されましたので、13年後の中学生は217万人で、今よりも100万人減が決定していることです。

話を戻しまして、学校部活動は、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた指導が当然のように求められたりと、教師にとって大きな業務負担となっていました。そのような中で、蟹江町では小学校の部活の廃止、中学校の部活数の削減を行ってきました。中学生の部活動は、基本的に平日に3、4日、活動時間は季節によって変わりますが、平日は1時間から1時間半ほど、土日は2日間のうち、どちらか半日と、部活動時間が大きく減少しています。教育課のほうでは、本年度より部活動の地域移行検討会が立ち上がり、会議が2回開かれました。しかしながら、どのような動きをしているのか、何が決まったかなど、当事者の子供たち、先生方、そして保護者や私たち議員ですら、現時点で全く把握ができていないということがあり、住民から相談を受けても、答えられないことが続いています。

まず、進捗状況がいかようか、お答えください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきました進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

今年度より、学校、PTA、スポーツ・文化団体等の代表者と行政で構成される蟹江町部活動地域移行検討委員会を設置し、現在までに6月と10月の2回委員会を行っております。

その委員会の中では、両中学校の部活動についての状況把握や土日の部活動を地域移行、地域連携に向けた際の様々な課題を出し合いながら、他町村の動向、先進事例の話など、いろいろな情報を基に、どのように課題をクリアしていけばいいのか、また、子供たちや教員、地域にとってどのような形、活動がよいのかなど話し合っております。

そのような中で、次年度におきましては、個人競技の種目を実証事業として実現できるよう、現在進めているところでございます。

以上です。

○1番 多田陽子君

ほとんどがまだ検討中であるということで理解をしました。

現時点で2校合わせて部活動の種類が13あり、それぞれに活動場所や備品も違いますし、一般的な競技人口といえますか、指導できる先生の数も違いますし、本当に答えを出すのはとても難しいと理解できます。

ただ、先ほどの教育長からもありましたけれども、つつい大人の事情ではかってしまい
がちであるなということを感じるのですが、部活動の主役は子供たちです。

昨年度実施の児童生徒、保護者へのアンケートの結果を知りたいのですが、どのような
ものが集計できたのかを教えてください。

また、指導者になり得る教職員や公務員というくくりで、役場の職員へは実施しましたで
しょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきましたアンケート結果等につきましてご答弁させていただきます。

アンケートにつきましては、児童生徒、その保護者様に向けて、令和6年2月から3月に
かけて実施いたしました。

児童に向けての質問から抜粋いたしますと、中学校に進学して、部活動に入部するとした
ら、どのような種目をやってみたいですかという質問に対し、バスケットボールという回答
が一番多く、次に、バレーボール、卓球と、スポーツ分野が上位を占めている結果となりました。

生徒につきましても、部活動に入部したのはどんな理由ですかの質問に対し、全体の4割
が、新しい友達をつくることのできるから、また、友達と一緒に活動できるからと回答して
おります。

さらに、保護者様にもアンケートにご協力をいただき、受益者負担を想定した際の額や部
活動を地域が担った場合の期待などを質問させていただきました。それぞれ受益者負担額に
つきましては、3,000円以内というところを回答多くいただきましたし、期待することにつ
きましては、専門的な指導が受けられることという回答が多く寄せられました。

さらに、両中学校の教員に対してもアンケートを実施いたしました。その中で、競技経験
や指導経験がない種目を、部活動を担当している教員が半数であることが分かりましたし、
部活動の在り方を変える必要がありますかという質問に対しまして、全体の8割が必要であ
るという回答がありました。

最後に、役場職員へのアンケートにつきましては実施しておりませんが、この地域移行、
地域連携に関しまして、スポーツ少年団、スポーツ協会、文化協会に加盟している団体長様
にアンケートを実施し、御意見をいただいております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

はい、ありがとうございます。

それらの意見を大事にしながら丁寧に進めていただければと思います。

今の段階で、この問題を一般質問にて取り上げましたのは、早く決めてほしいとせかした
いではなくて、今どのようになっているのを知りたいという気持ちを受けてのことでした。

では、モニターを御覧ください。

こちらは稲沢市がホームページ上で部活動の地域移行に関する情報を公開しているものです。議事録もありますが、たよりとして、とても分かりやすく状況が説明されています。このようなものです。このように、蟹江町でも何かしらの情報提供の予定はありますでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきましたことにお答えさせていただきます。

検討委員会の議事録につきましては、現在、公開する予定はございませんが、部活動が変わっていくことの周知は必要であると認識しております。また、アンケート結果につきましては、ホームページに掲示していく予定で進めたいと考えておりますが、内容や時期につきましては、検討委員会で協議させていただいて情報提供をしていきたいと考えております。

以上です。

○1番 多田陽子君

楽しみにしております。よろしくお願いします。

では、今の段階で確定しているのは、まずは土日の地域移行を目指しているということ、個人競技の土日の地域移行を来年度試験的に進めるということだと認識しました。

では、再度モニターを御覧ください。稲沢の例を映します。

稲沢のように蟹江でも平日の部活動と休日の部活動を違う種目を選ぶことができる方向性に進む考えもあると、先ほどの教育長のお答えから受け取ったのですが、そちらについて伺います。

この個人競技を平日に登録していない、例えば平日に吹奏楽部に所属している子供が、土日は個人競技の部に登録すると、なぜそのような進め方をするのかがピンと来ないのですが、平日の吹奏楽部が土日に大会等で、土日の個人競技の活動と時間帯が重なった場合、どちらかを選んで参加するのかなとか、土日の活動ならば、普通の生涯学習でよいのではないかななど思うわけなんです、なぜ土日の活動を部活動として組み込まなければならないのか、この方法から取り組んだほうが平日の地域移行がかないやすくなるのでしょうか。単純に13種類の部活動の土日用のコーチを見つけるほうが簡単な気がしますし等、いろいろ理解が追いつかないので、もう少し詳しく説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきましたことについてお答えをさせていただきます。

現在、今、その内容も含めまして、委員会等で検討を重ねているところであり、決定していることではございませんけれども、この地域移行に関しましては、国からの一定のガイドラインを基に、各自治体が状況に応じて様々な方法で進められています。

当町としましても、まずはどのような活動が可能であるのか、先進事例や先ほどご答弁さ

せていただきましたアンケート結果を参考に検討しており、今後も学校、保護者、地域、そして、何よりも子供たちにとってよい活動となるよう取り組んでいきたいということを考えております。現時点では何か取り決めがあったということではございません。

以上です。

○1番 多田陽子君

はい、分かりました。もともとまだ未定の事項に対しての質問ですが、ありがとうございます。

では、次の質問へ移ります。

今年度は検討会議に係る予算のみが計上されていきました。では、来年度はどのような予算を計上する予定かをお聞かせください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきました予算についてお答えをさせていただきます。

次年度につきましては、個人競技の種目を実証事業として行う予定をしておりますので、学校と指導者間の調整等を行いますコーディネーターの雇用をはじめ、指導者への報償金、そして保険等の費用が必要であると考えております。

以上です。

○1番 多田陽子君

様々な状況を把握されているプロにお願いするのは効率のよいことだと思います。以前から蟹江北中学校で男子バレー部が来年度廃部になるとのことで相談を受けております。蟹江北中学では、14の学級数、つまりクラス担任の先生が14人なのに対して、部活動が14種類ある状態だと学校から現状を聞きました。つまり、1部活に顧問の先生が1人で、ちょうどどの人数なので、2人はつけられない状況にあるということです。大会等になると、顧問の先生が生徒たちを引率して会場入りし、現地では大会の役員、また審判等を引き受ける必要があります、同時に生徒たちのことも見なければならず、そのような状況の中では、生徒たちの安全を確保できないとの心配が常にあるのだそうです。蟹江中学でも状況はほぼ同じで、両校とも顧問、副顧問だけでなく、そのほかの先生方も含めて協力体制を取りつつ、何とか今日まで大きな事故を起こさずに維持してこられたわけです。

そこで考えなければいけないのは、それらの業務を本当に顧問の先生が担わなければいけないのかということです。引率は保護者などボランティアに任せることもできるでしょう。大会の役員等を顧問の先生が引き受けなければいけないというのなら、それを改善するよう団体に求めていくのが行政や教育委員会の、その仕事、役割かと思います。一番難しいのは審判です。審判は責任が重い上、競技経験者でないと技術を習得するのは困難です。来年度コーディネーターが考えてくれることかもしれませんが、審判員講習、指導員講習等の時間のかかる人材育成や人材発掘、確保などに予算をつけておくべきではないかと考えます。

また、土日に自分の中学校以外の場所で活動が行われるならば、お散歩バスを中学生が乗ることも、公共交通の公平性から考えられるかと思いますが、現状、小中学生の利用を想定したシステムになっていません。いつも主張していることですが、車を運転できないのは高齢者だけではなく、18歳未満の子供たちもそうです。

では質問します。

町内を移動できるバスなどの移動支援を検討する予定はありますか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきました、今、移動支援の予定につきましてお答えさせていただきます。

現在、検討している休日の学校部活動地域移行において、参加者の移動手段としましては、通学と同じ徒歩や自転車を想定しております。お散歩バスの停留所に学校が設定されていないことは認識しておりますけれども、現時点では、その変更も含め、移動に係る支援につきましては、予定はございません。

以上です。

○1番 多田陽子君

質問はしましたが、実際のところ、待ち時間等を考えると、体力のある中学生なので、そう広くない町内の移動は自転車のほうが格段に利便性が高いと思います。

ただ、中学校から近距離に住む生徒は、自転車を通学に使えないので、所有していない家庭もあります。活動費の実費負担は、備品や服装などの必需品で、部活の種類によっては3万円ほどかかるとガイドブックに記載されていますが、それに加え、移動のための費用や指導費用など、地域移行されることによって新たに発生する経済的な負担が重くのしかかる家庭には、給食費や学用品などが援助対象となる就学援助制度の項目に部活動の費用も並べていただきたく検討をお願いします。

では、生涯学習課に、もう一つだけ質問させてください。

学校の体育館は、一般の団体利用が19時から始まります。一方で、学校の最終下校時刻は、遅くとも17時、ということは、2時間の空き時間が発生しています。この時間を利用しないのはとてももったいなく、ましてや、いずれ平日の部活動も地域移行していくにあたり、17時から19時はぜひとも有効活用していただきたい時間帯です。今後、公民館や体育館の利用時間の設定変更等の予定はあるのでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきました利用時間の変更等につきましてお答えさせていただきます。

この事業の実施場所といたしましては、町の体育館や公民館で行うことも想定しておりますけれども、主としましては、両中学校を使用する方向で検討していきたいと考えております。現時点において、町体育館や公民館の利用時間等の変更をする予定はございません。

以上です。

○1番 多田陽子君

以前も申し上げましたが、特に夏場の暑さはとてつもないもので、夏場は暑さのために早朝でなければ運動場はもちろん、体育館ですら活動ができないような年が続いています。ですので、各種施設の利用時間設定の変更等を、前向きに検討を進めていただきますよう要望します。

では最後に、総括として町長にお伺いさせてください。

中学生の放課後の過ごし方についてのお考えを聞きたいのですが、少し前までは中学生は暗くなってから帰宅し、部活動で疲れ果てて、宿題をすることもままならなかったり、高校受験に向けて塾に行ったりと、とにかく多忙なイメージがあったと思いますが、今は帰宅が早く、学校からの宿題もほとんど出されません。学校は授業や部活が終わり次第、すぐに帰宅しなければいけないとなっています。けれども、まだまだ友達と過ごしたいからSNSにつながりを求めたり、商業施設、公園等で再び集合したりといった過ごし方をしています。

オーストラリアで、16歳未満のSNS禁止法が可決されたように、子供にスマホから距離を置いてほしいと願う大人が多い一方で、リアルで満足に友達と会える場所は少なく、中学生の集団は公園にいと、小さな子供づれの保護者に少し警戒をされたり、商業施設からは、やや迷惑客のような扱いを受けるという話もしばしば耳にします。

蟹江の公園は中高生が遊べる広さではないですし、ほとんどがボール遊び禁止となっていて仕方がないことだとは思いますが、この窮屈さの中、あふれるエネルギーをどのようにすればよいのでしょうか。

町長は、蟹江町の中学生が放課後どのような過ごし方をして大人になっていってほしいとの考えを持っておられるのかを教えてください。

○町長 横江淳一君

それでは、多田議員のご質問にお答えをしたいと思います、的確な答えが出るかどうか、非常に難しい問題だと思います。

まず、夏はこれからもどんどん多分暑くなるというふうに言われています。逆に、冬はもっと極寒の世界になるとも言われています。そんな中で、我々人類は生き抜かなければなりません。そういう意味で、特に子供さんから大人になるまでの途中経過については、小学校、中学校、義務教育を経て、高校、大学、我々の時代とは全く違った時代がもう既にこれからも来るということは認識をしてまずいっていただければなというふうに思います。

格段的に僕らの子供の頃は、今の情報量とは違います。違いますが、少なからず、子供、多分僕らの頃は、新生児が180万人ぐらい生まれていたかなと。第一次ベビーブームのその後ですから、その後に我々は、1951年ですから、生まれておりますけれども、自然の中に、先ほど言いましたボール遊びもできない、公園も少ない。でも、ボール遊びも我々は自由に

やっていました。ある意味、野原でありましたので、そういう意味でいけば、今の整ったこの環境がいいのか、自然環境がいいのか。そこで、僕は今どのような環境で中学生が住んだらいいんだろうかなという答えについて、1つだけの答えではないです。

まず、1つは、伸び伸びと育っていくには、まず自然との触れ合いをやってほしいなというふうに思っています。やっぱり人類は自然の中にいます。自然は人類のものだけではありません。それをやっぱり共有するという心も持っていただきたいのが1つ。

でも、自然がなくなってしまう、人造成的な建物、人工的な建物しかない都会もあります。そういう意味でいけば、蟹江町はまだまだ自然が残り、そして自然を感じられるところだというふうに思いますので、できるだけ放課後帰ってきたら外で遊ぶという、本当に簡単に言えますけれども、ただ、じゃ遅くまで遊んだら危険ではないか、何か犯罪に巻き込まれたらどうするんだという、そういう答えがすぐ返ってきそうです。

じゃタブレットでもスマホでもそうですけれども、持たせない生活をしたらどうだと。タブレットを持つことによって位置情報が分かりますから、何かあったときに、すぐ対処ができるというのも反面あるわけですね。

ですから、ごめんなさい、話がちょっとまとまらないんですけども、まずは自然としっかり自分が向き合って、そしてウェブ上ではなくて、実際、フェース・ツー・フェースで話ができ、情報の交換ができ、それを伝えてという、そういうことを短い時間でもいいですからやっていただければありがたいかなと、こんなことを思っています。

都市公園もたくさんありますし、児童公園もたくさんあります。しかし、そこでボールを使った遊びをしてほしいということで整備をした箇所もありますが、残念ながら、騒音があるからやめてほしいという住民の訴えがあって中止をしてしまった例も少なくないわけでありますので、やはり地域で子供たちを育てるという感覚の我々大人を、どんどん我々も増やしていかなければいけないし、我々も子供たちに寄り添ってしっかりとフォローしていかなければいけない。

うれしかったのは、毎年私はタウンミーティングをやっております。最初に、タウンミーティングをした頃の中学生の発言は、まさに自分たちに直接関係のあること、窓拭きだとか、トイレ掃除だとか、そういう本当に細かな話だったんですが、今はもう地域の環境だとか、それからボランティアをどうしたらいいの、全くそのグローバルな考え方の答えがします。再質問でも、うっと答えに詰まるようなすごい質問をしてくれる中学生もいます。

そういう意味で、間違いなく我々の時代よりスキルが上がっているし、経験も豊富だと思えますが、そのウェブ社会に慣れてしまうと、フェース・ツー・フェースを忘れてしまうんじゃないかなという危険性があるのはちょっと寂しいなというふうに思いますので、できるだけ対面で過ごす時間を放課後はつくっていただければありがたいと思います。答えになったかどうか分かりませんが、また再質問、よろしければお願いをいたします。

○1番 多田陽子君

確かに、自然の中で伸び伸びとというのが一番理想だなと私も思います。その中で友達と一緒に過ごすというのがとても重要なのかなと思うのですが、実際アンケートでも、4割が友達づくりのために部活動をしたいと、部活動というのは、友達と一緒にゴールを目指して頑張っていく、それを対面で、実際に体を動かしてできる、文化系でもそうです、そういったことがすばらしいなと思いますが、昨今は、先ほども言いましたように、先生方の働き方改革をはじめ、少子化のあおりもあり、本当に難しい時代だなと思います。

教育長がしばしば、行きたくなる学校、行かせたくなる学校との表現をされます。つまり、それは行きたくなる学校、子供や保護者から選ばれる学校でもあるのかなと私は思うのですが、私は蟹江町で育つ子供が選ばれる人間にもなってほしいなと思っています。就職にしろ、結婚にしろ、人間は様々な場面で選ばれるわけです。そういったときに、何を基準に成長してきたかという、やはり対面で、実際に何を経験してきたか、そういった自然の中での関わりなども含まれると思うんですが、人間は24時間、寝ているときも、食べているときも成長しています。また、寄り道をしたり、ぼっとする時間ももちろん必要で、特に中学生は人格形成や人生の岐路を初めて意識し始める時期です。

私は、この行政の役割というのが、子供が手を伸ばしたときにつかめる選択肢を見せたり、増やしたり、それが行政の役割、親の役割かなと思います。そして、これからの難しい時代の中で選ばれる人間を蟹江町がいかに育てていけるかが行政として取り組むべき教育ではないかと考えるんですが、町長はいかがお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

先ほどもお話をしましたように、やっぱりそれぞれの家庭によってそれぞれの事情があると思います。ですから、教育というのは、1つだけではないと思いますし、実際、社会教育という時代から、生涯学習という時代に変わりました。一生やっぱり我々も勉強ですし、学習だと思っています。そういう意味で、グローバルな時代をこれから生き抜く子供たちにとって、多岐にわたる、そういう勉強というのは大変必要だというふうに思いますので、ただ、これが絶対だというのはないのが残念だと思いますし、私もたくさんあっていいとは思ってはいます。

ただ、残念ながら、非常に厳しい気候になってくるんじゃないか、これがいかんともしがたく我々にはコントロールができない、対処を早急にはさせていただきますけれども、それによってもまた行動が変わってくるのではないかなと、こんなことを今思っています。

○1番 多田陽子君

育児というのは、専門書などがあってもなかなか思うようにはいかず、私も同じ親から生まれた5人の子供なんですけれども、一人一人が全然個性が違って、どうやって育てたらちゃんといいのかなというのがいまだに、いまだにといひますか、ずっと答えを見いだせずに

頑張っています。だからこそ、蟹江町で育つ子供が、蟹江で育ったんだよ、やっぱり蟹江で育ったから、この子すばらしいねと周りから選んでいただける、そんな子供が育っていけるといいなと感じているわけで、今後とも中学生の放課後が充実し、そしてすばらしい人間が育っていけるように、行政として取り組んでほしいという願いを込めて、今回の一般質問を終わらせていただきたいと思います。これからも部活動難しい課題ではありますが、しっかりと取り組んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長 水野智見君

以上で多田陽子さんの質問を終わります。

ここで、上下水道部長、消防長、こども福祉課長の退席と保険医療課長、政策推進課長、介護支援課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後2時22分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時45分)

○議長 水野智見君

質問6番 板倉浩幸君の1問目、「これからの介護保険はどうなる」を許可します。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、1問目、「これからの介護保険はどうなる」と題して伺っていきます。

介護保険が始まってから24年、この間、65歳以上の加入者の保険料は2倍以上、利用者2割、3割負担の導入など、国民の負担は増え続け、介護のための離職者は毎年約10万人にも及ぶなど、介護の社会化とは正反対な状況が続いています。2024年度の介護報酬改定は不十分なものとなり、物価高騰の下での経営難と深刻な人手不足を解消し、従業員の処遇を改善するにはほど遠い、それどころか、訪問介護の報酬引下げにより、地域の身近な訪問介護事業所が倒産や廃業に追い込まれる事態が生まれており、不安と怒りの声が噴出しています。

今、まさにこのような加入者、利用者、事業所、介護従事者が抱えている困難を解決するために緊急の改善策が求められています。利用料、食費、居住費などの重い費用負担のために、必要なサービスを利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままであります。2024年度の介護報酬改定は、プラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額約7万円の賃金格差を埋めるにはほど遠い内容であり、介護事業者の経営に困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定

であります。

さらに、訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、各地で不安と怒りの声が噴出し続けています。介護現場の人手不足は本当に深刻であります。ヘルパーの有効求人倍率が15倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねません。

では、質問をさせていただきます。

介護が必要になった高齢者を社会全体で支える仕組みが介護保険制度であります。そこで、この介護保険制度について、改めて確認をさせていただきます。

まず、介護保険、これはどのような保険なのか、お願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました介護保険はどんな保険なのかについてお答えします。

介護保険は社会保険の1つで、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、2000年、平成12年に創設されました。創設された当時、高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が増加する一方、介護をする家族の高齢化や核家族化の進行、介護のための離職が社会問題となりました。介護保険は、そうした家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支える制度でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

介護保険について最初に聞きました。社会全体で支えるのが2000年に始まった介護保険制度であります。

それでは、介護保険は、介護が必要なときに、その費用を給付してくれる公的な社会保険であります。保険ですから、みんなで保険料を負担して、必要な方に給付をする仕組みとなっています。どんな保険でもそうですが、給付を受けるにはいろいろ手続をしなければなりません。受けられるかどうかの審査もあります。

それでは、保険料の支払い、この保険料は何歳からで、金額はどうやって決まっているのか、お願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました介護保険料の支払いや金額についてお答えをいたします。

40歳になると介護保険への加入が義務づけられ保険料を支払うことになります。40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険の保険料と一体的にお支払いをしていただいております。65歳になると自動的に第1号被保険者となり、お住まいの市町村へ、各市町村が定めた介護保険料をお支払いいただくことになります。第1号被保険者の保険料の決め方につきましては、3年ごとに介護サービスに必要な給付費の見込額から第1号被保険者が負担する割合に応じて負担額を算定し保険料を決定しております。現在、

第1号被保険者が負担する割合は、全体の23%でございます。本町における現在の保険料の基準額は、一月当たり5,600円、年額6万7,200円で、所得段階を15段階に分け、基準額に保険料率を掛けて算出しております。

なお、介護保険が始まった2000年における基準額は、一月当たり2,820円、年額3万3,840円で、所得段階は5段階でございました。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、どうやって決まるかということで、第1号被保険者、65歳以上、大体保険料が23%、第2号で大体、おおむねですけれども27%、大体公費と保険料で半々ぐらいを捻出した保険料設定になっています。

そこで、40歳になると、答弁のように、介護保険に加入が義務づけられ、保険料を支払うことになります。40歳から64歳までの被保険者は、加入している健康保険と一緒に徴収をされます。個別の保険料の決め方にはそれぞれあって、全国健康保険協会は市町村国保、蟹江町で言うと、蟹江町国保、各健康保険組合によってそれぞれ違いがあります。協会けんぽや職場の健保、共済組合の医療保険に加入している方は給与に介護保険料率を掛けて算出され、事業主がその半分を負担してくれています。介護保険料率は、健康保険の各被保険者、都道府県単位の協会けんぽ、各健康保険組合によって異なり、さらに医療保険と同じように、被扶養配偶者は納める必要はありません。国民健康保険に加入している方については、所得割、均等割、平等割、資産割の4つの自治体の財政により独自に組み合わせて計算され、介護保険料率も自治体ごとに違います。

蟹江町では、蟹江町国保の場合は、所得割、均等割と平等割の3つの介護保険分で徴収をされます。また、65歳以上の被保険者は、原則年金から天引きで、市町村が徴収をします。しかし、介護設備の整備状況や要介護の人数などにより、自治体によって様々なので、自治体ごとに金額も違います。

答弁のように、蟹江町、現在基準額で5,600円、段階的に15段階であります。当初の制度開始の第1期もお答えしていただきましたが、おおむね制度開始から倍になっています。

次に、サービスを受けられる被保険者、この被保険者は、どのような方でしょうか、お聞かせをお願いします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきましたサービスを受けられる被保険者についてお答えをいたします。

サービスを受けられる被保険者は、65歳以上の第1号被保険者の方と40歳から64歳までの第2号被保険者のうち、がんや脳血管疾患、初老期における認知症等、厚生労働省が定める16の特定疾病と診断されている方で、それぞれ要支援または要介護認定を受けた方です。

なお、現在、第2号被保険者のうち、町の要支援または要介護認定を受けていられる方は24名いらっしゃいます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

第1号の被保険者、65歳以上の方と、第2号の被保険者、40歳から64歳の方でということであります。

では、今、第2号の介護サービス受けている方が24名ということで、この第2号の被保険者自体はどのような場合にサービスの利用対象……、1サービスの対象者は原則的に第1号被保険者ですけれども、第2号の場合は、どのような方が利用対象になるのか、この24名についてお願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

第2号被保険者につきましては、先ほどご答弁させていただいたとおり、16の特定疾病と診断されている方のみが介護申請をすることができ、介護申請をし、要支援または要介護認定を受ければ、第1号被保険者と同様に介護サービスを受けることができます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

第2号の被保険者については、16の特定疾病のうち、どれかに当てはまれば介護サービスが利用できるということですね。その特定疾病を持ってなければ申請もできないということの認識でよろしいですね。

では、介護保険の被保険者証がございます。これについては、どこでもらえるのか、お願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました介護保険被保険者証がどこでもらえるかについてお答えをさせていただきます。

介護保険の被保険者証は、65歳のお誕生月に、新たに第1号被保険者となる方全員へ町からご本人宛てにお送りをしております。その他の場合といたしましては、第1号被保険者の方が要支援または要介護の認定を受けた際、また、40歳から64歳までの第2号被保険者の方が特定疾病により要支援または要介護の認定を受けた際に、要介護状態区分や認定の有効期間等を記した被保険者証を町からご本人宛てにお送りをしております。

また、65歳以上の方が蟹江町へ転入された際にも、町の被保険者証を新たに交付しております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ということは、介護保険の被保険者証自体は65歳、誕生日過ぎたら利用していなくても送られてくるということですね。

また、後でも聞きますけれども、初めて、その保険者証では使えないんですよね。ただ、送られてくる、保険料を払っているから送られてくるという形の認識ですね。

今申し上げたように、65歳以上の方には、一人一人被保険者証が交付されます。そのままでは介護保険サービスは利用できません。介護サービスを利用する場合には、介護認定を受ける手続をして、初めてサービス開始となります。

そこで、介護保険サービスを利用するのに、申請から開始までの流れがあります。流れというか、どのようにサービスを受けるときに利用する申請から開始までの流れというか、どんな手続をするのか、お願いをしたいと思います。

また、認定結果において、要支援、要介護の認定もあります。これについて、違いをお願いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました申請から開始までの流れについてご説明をさせていただきます。

介護保険サービスを利用するには介護認定が必要になります。認定を受けていただくために、まず、介護保険要介護認定申請書を介護支援課へご提出をいただきます。申請書が提出されましたら、介護支援課から主治医意見書の提出と認定調査をそれぞれ関係機関へ依頼いたします。その後、認定調査員が認定を受けたい方のところへ伺い、身体機能や認知機能等、認定に必要な項目について、面接による調査を行います。主治医意見書と認定調査の結果が介護支援課へ届きましたら、海部南部広域事務組合で行われる介護認定審査会へ審査依頼をし、最終的な介護認定を決定いたします。

認定結果につきましては、速やかにご本人様宛てにお送りいたします。認定結果が届きましたら、要介護と認定された方は利用になりたいサービスによって介護施設や居宅介護支援事業所等へ、要支援と認定された方は、地域包括支援センターへご連絡いただき、ご相談の上、個別のケアプランを作成してもらい、サービスの利用開始となります。

また、認定結果が要介護、要支援共に非該当となった方でも、基本チェックリストの結果により、ご利用いただけるサービスもございますので、地域包括支援センターへご相談ください。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、流れ的に申請書を出して主治医の意見書を書いてもらって、海部南部広域事務組合のほうで認定を、結果を出してもらうという流れですね。

今、実際に、昔から1か月ぐらいかかると聞いていますけれども、今も1か月ぐらいかか

りますか、お願いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

今、ご質問にありましたとおり、1か月から1か月半ほど時間を要しております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

1か月、1か月半、長いのか、ちょっとその辺が微妙なところはあるかもしれませんが。

それでは、最初利用するときに、本当、家族でも話し合いながらいろいろやった場合に、どこに相談しにいかうと、すごい悩むんですよね。病気したら病院へ行けばいいとなってくると、介護については、今、先ほど要支援の方の地域包括支援センターもあります。その窓口でもいいんですけども、じゃ、まず迷ったり、どうしたらいいかなとなった場合には、取りあえず役場における介護支援課で、まず相談をすれば、どんな手続で申請の流れ等も相談に乗ってくれるということによろしいでしょうか。

○介護支援課長 松井智恵子君

今ご質問いただいたとおり、介護保険のこと全体またはそれ以外でも高齢者の方の困り事などありましたら、役場の介護支援課または地域包括支援センターのほうにご相談いただければと思っております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

取りあえず、なかなか役場の介護支援課行きづらい、本人でなくても大丈夫なんですね。家族でも相談に乗ってくれますので、介護が必要になったら、まずは相談していただきたいと思います。

そこで、最初に、冒頭に言ったように、自己負担が介護保険にはあります。保険料払えば無料で何でも受けられるわけではありません。

そこで、自己負担の割合は、今どうなっているのでしょうか。また、自己負担以外に、支給限度額、また負担限度額認定についてもあります。この自己負担と支給限度額、負担限度額認定についてお願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

それでは、ただいまのご質問にお答えをします。

初めに、自己負担の割合はについてお答えをいたします。

ケアプランに基づきサービスを利用された場合、所得に応じてかかった費用の1割から3割を自己負担額としてサービス事業者へお支払いいただきます。

次に、支給限度額等についてお答えします。

支給限度額は、主に在宅サービスで、要介護状態区分に応じ決められている一月当たりの上限額のことです。上限額を超えてサービスを利用された場合は、超えた部分について全額

利用者の自己負担となります。

続いて、負担の上限額についてですが、同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担額の合計額が利用者負担段階区分に応じた上限額を超えたときに、超えた分が高額介護サービス費として後から支給されます。

また、介護保険サービスと医療保険の自己負担額合わせて計算し、その自己負担額の合計額が所得区分に応じた上限を超えたときに、超えた分が高額医療合算介護サービス費として後から支給されます。こちらにつきましては、一月ごとではなく、1年分の合計額が対象となっておりまいます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

どんな保険でもそうなんですけれども、今まで聞いてきましたけれども、給付を受けるのにいろいろな手続きしなければなりません。受けられるかどうかの審査もあります。制度の運営主体、保険者ですけれども、これについては、本町で言えば蟹江町で、運営主体があります。保険料と公費で運営をされ、サービスを受けるには、先ほど答弁があったように、1割負担から3割負担となっています。前年度所得に応じて自己負担率2割の方もいるし、所得に応じて、前年の。3割にもなってしまう。

この間、介護保険制度、介護保険スタート時から相次ぐ制度の見直しがありました。大きく制度の見直しがあったのが、2005年の施設等の居住費、食費を自己負担に、2015年に利用料2割負担の導入、特養ホームの入所対象者を原則要介護3以上に、要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付の対象外にし、2018年利用料の3割負担の導入などなど、必要なときに必要なサービスを利用できない、こんな介護あって介護なしの相次ぐ制度の見直しであります。介護保険料も蟹江町でもスタート時から倍になっており、物価高騰、年金の切下げが続く中、介護保険料の支払いが高齢者にとってはもう限界であります。

では、これからの介護保障、介護保険制度について伺っていきます。

今までの施設介護から在宅介護に移行すること、核家族の介護負担を過剰に負わせないことを目的に、2000年に介護保険が施行をされました。要介護人口が増え、それを支える人口が減少していくことが予想される中、介護サービスは今より縮小されていくことが考えられます。

それでは、現在、蟹江町においての介護事業所、訪問介護も含めて、また、介護職員、ケアマネ、ヘルパーなどが現状足りているのか、お願いをいたします。特に問題となっているケアマネについてはどうでしょうか、お願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在、町内の介護施設において、介護職員の不足を理由に事業所を閉鎖したり、受入れを

制限している施設はございません。また、訪問介護やケアマネジャー等においても、町内のみならず、近隣市町村の事業所を利用することもできますので、おおむね足りているものと考えております。

なお、現在、町内に事業所がある居宅介護支援事業所は8か所あり、それらの事業所に在籍しているケアマネジャーは合計21名でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

介護サービスを利用するのは、蟹江町の住民が利用する場合に、蟹江町に限らないんだよね。近隣の市町村でも入所もできるし、サービスも受けられるということですが、取りあえず介護職員、特にケアマネの話をしてしまいましたが、事業所自体8か所あって、ケアマネが21名で、今のところは足りているという答弁であります。

そこで、全国的にケアマネ難民の問題があります。認定結果が決まった後から、実際に担当してくれるケアマネを見つけるまでに、1か月も2か月もかかり、スムーズに介護サービスが使えない高齢者が増えています。もちろん、自治体ごとに状況は異なります。すぐに見つかることもあるが、こうした深刻なケースも度々起きています。要因は周知のとおり、ケアマネ不足にあります。

今現在、蟹江町においては、特に足りているというわけではないですが、全国的に見ると、このような事態が生まれております。このことは、担当者としても認識をしているのか、お願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをします。

高齢化の進展に加え、労働人口が大幅に今後減少することが予想されておりますので、ケアマネジャー不足については重要な課題であると認識をしております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ケアマネ難民の話もしました。実際には、議題にも書いたように、これから介護がどうなるかということでもあります。

では、次に、2035年、団塊の世代が全て85歳になることについてお伺いをいたします。

団塊の世代が70から74歳、75歳以上の高齢者になるのがもう来年であります。これ一次の第一ピークだと言えます。

そこで、今回、2035年、もう10年先ですけれども、75歳はまだ介護をそこまで必要としている年齢ではないんですよ。実際には85前後が一番のピークを迎えると、ピークと言っ

はいけない、介護サービスを受けたい利用者が一番増加する年齢であります。

そこで、介護保険は契約であるため、介護人材不足が深刻化すれば、制度が維持してもサ

ービスを受けられない、需要バランスが崩れていってしまいます。また、親の介護のために、介護離職が増え、経済活動に支障が生じ、すなわち、制度あってサービスになっていくと考えてしまいますが、いかがでしょうか、この点については。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えいたします。

介護の担い手が不足し、介護サービスが受けたくても受けられない、そのために家族が離職することになれば、介護保険制度を創設した当初の意義が失われてしまうことになります。町といたしましては、安定的に介護サービスが受けられるよう、介護人材の確保のための支援に取り組むほか、介護や支援の担い手となる元気な高齢者を増やすために介護予防事業を推進してまいります。

また、今年度から始まりました保健事業と介護予防の一体的実施事業により、フレイル予防等の健康教育や介護や医療、健診のいずれも利用していない健康状態不明者に対し個別訪問を行い、健診の受診勧奨や、介護や医療が必要な方につきましては、サービスにつなぐなど、介護予防、重度化予防に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、団塊の世代が全て85歳になることについて伺っています。その辺は認識しながらやっているということですが、もう少し先、今回介護保険が今後どうなるかということですので、団塊のジュニア世代、これまた団塊の世代より多いんですよね、前後を含めると。この団塊の世代、団塊ジュニア世代の介護保険は、人口から見ても、今の介護保険制度では絶望的だと言えます、人口から見て。この点について再度になりますけれども、お願いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

団塊ジュニア世代が高齢者となるのが2040年、令和22年と言われており、その後も65歳以上の人口は増加傾向が続き、2040年代前半にピークを迎えると推計をされております。

また、一方で、日本の平均寿命は世界で最も高い水準となり、高齢者の体力的な若返りも指摘されているところでございまして、65歳以上の就労人口は増加し続けております。

先ほどご答弁させていただきましたとおり、元気な高齢者を増やし、若い世代だけでなく、高齢者も高齢者を支える、また、希望に応じて年齢に関わらず社会で活躍できるような環境を整備していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

考えていますと、まだまだ漠然的ですよ。

そこで、そういうことを含めると、今の介護保険制度自体、抜本的な介護システムを再構

築する必要があると思います。介護保険の改正も、介護保険ができて25年になりますけれども、今第9期であります。この介護保険改定が3年置きであり、中長期的なビジョンを構築する機会が制度に盛り込まれていないなどがあります。この点について、お聞かせをお願いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今年3月に策定いたしました第9期介護保険事業計画におきまして、令和6年度から令和8年度までの3年間に必要な介護サービス等の見込みを立て保険料を決定しております。

しかし、計画の基本理念や基本目標、主な取組や事業につきましては、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた中長期的な視点を持って計画をしております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

一応、中長期的なということが今答弁あったんですけれども、確かに、第9期の介護保険事業計画では、団塊のジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた中長期的な視点に立った計画を策定するとしております。介護の担い手不足のさらなる深刻化が予想されるとし、地域包括ケアシステムを深化、推進していくことが求められると事業計画にも書いております。また、幅広い世代に介護職場の魅力発信とイメージの一新を図るとともに、介護現場における業務改善を図る必要があるとも書いてあります。

そこで、地域包括ケアシステムを再構築でありますけれども、もはや地域包括ケアシステムは介護人材不足等で机上の空論化と言われていています。この机上の空論化に抜本的な介護システムを再構築する必要があると思いますが、この点についての考えを再度お願いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

15年後の2040年には団塊ジュニア世代が高齢者となり、介護の担い手となる若い世代が急激に減少すると見込まれております。そのため、国は高齢者の就労、社会参加を促すこと、また、介護予防、フレイル予防、重度化予防に取り組むこと等と併せて、介護職員の処遇改善、人材の確保や育成、介護ロボットやICT活用のための支援等様々な取組を進めております。

町といたしましては、国の制度の中で計画に沿った取組を行い、介護事業所で働く方の声をお聞きしながら支援を続けるとともに、介護が必要になっても、より多くの方が住み慣れたこの地域で引き続き生活ができるよう、介護保険制度の安定的な運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

一応、今答弁あったように、そういう意味で2040年に向けて中長期化で介護保険制度を維持していくということで、地域包括ケアシステム、これは本当はいい事業なんです。地域で、住んでいるところで、生涯ずっと一緒にみんなで支え合いながら住んでいくということで、これを、今話でいくと、それを机上の空論化と言うんです。実際に本当に介護人材不足の問題をどこまで意識しているかということ、やっぱり一蟹江町の介護担当としても、課長にしても、部長にしても、やっぱり分かってもらいたい。中長期的な目で見て、これから介護保険制度、確かに国の制度、もうちょっと聞きますけれども、その辺をお願いしたいと思います。

民生部長にもお聞きをします。今、この制度自体に抜本的な構築ということを申し上げました。私なりに抜本的な介護政策の転換をして本当にいいのか悪いのかは別の話で、少し提案をさせていただきます。

介護を雇用の創出、地域経済の活性化の機能や、介護政策を介護保険に偏重するのではなく、高齢者福祉制度の拡充を目指し、保険と福祉で介護を担うべきだと思います。また、介護職員への処遇改善加算は原則公費で行い、ケアマネを含む介護職員は公共性の高い専門職であります。

そこで、特にケアマネ等、介護職員も含めてですけれども、これの公務員化を図り、介護職員、介護事業所も考えて地域に人を増やしていく、人口減少の社会対策としての役割、機能を期待したらいいと考えますが、これらの介護政策はどう考えておられますか、お願いいたします。

○民生部長 不破生美君

ご提案ありがとうございます。

先ほど来、介護支援課長のほうが述べておりますように、町としては介護保険制度、それから、介護保険制度だけではなく、町としては高齢者の福祉のほうですね、両輪となって高齢者福祉のほう、今までも、これからも一体となって実施をしていきたいと思っております。

また、制度を持続可能なものとするためには、やはり町として、できることは着実に、しっかりやっていきたいと思っております。

また、自治体としてできる介護予防事業であったり、フレイル予防であったり、そういったところをしっかりと行って、さらに介護職の処遇改善など、国・県などと一体となって推進していきたいと思っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

部長の考え、考えというか、どうしても介護保険、地方でやれることも限りがあると思います。やっぱり国の施策で、大まかな方向は国の基本方針がありますので、そういう意味で、

先ほど言ったように、一職員として、部長、課長にしても、これからの介護を中長期的に見て考えていていただきたいと思います。

時間がもうないので、最後に、町長にお伺いをいたします。

介護保険料をずっと払っているのに、今後このように、介護職員の人手不足などで、介護保険自体が危機になる可能性もあります。これからの介護保障がどうなっていくのか、町長の見解をお示ししていただきたいと思います。難しい質問だと思いますけれども、お願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

大変難しい問題でありますし、先ほど来出ておりますけれども、やはり介護保険の危機だと言っても過言ではないというふうに思います。2000年から始まったこの介護保険制度、非常に有意義な制度だと思っておりますが、人口推移があまり変わらないという想定の下ですから、やっぱり無理があるのも事実でありますし、先ほど言いました2040年問題も踏まえて、国が今言っているのは、例えば介護ロボットをやるだとか、それはハード面だと思うんですが、それだと人の問題は、私の考えでは、例えば日本人だけではなくて、今試してみるところもあるようでありますけれども、技能実習生を積極的に使って、特殊技能を身につけていただければ、3年ステイではなくて、5年間、その職場にいることができるという閣議決定ございましたよね。これを利用するということも1つの手だと思いますし、軽々にいうことではないとは思いますが、やはり、例えば今蟹江町で一番多い外国人というベトナムの方なんです。ベトナム本国は1億人を突破して、若い力がどんどん、平均でまだ30歳代ですから、そういう外国の力、特にアジアの、近隣のアジアの諸国の皆さん方から力を借りるということも必要、移民制度の問題だとか難しい問題はあるかも分かりませんが、日本だけでやろうというのは、やはりいささか無理が出てくるんじゃないか、これは誰しも認めることであります。

ただ、この介護保険制度というのは、若い人が支えるのではなくて、高齢者の方も支えるんだよという、ちょっと意識の改革もしていただければありがたいかなと。いずれにいたしましても、素晴らしい制度でありますので、我々もしっかり地に足つけて、国のほうに、県のほうにいろいろな要望をしながら、この制度の維持をしていきたいと考えております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

今の技能実習生の話は、結構今雇われているんですよ、5年間の限定になってしまうんですが、そういうのも利用しながら、やっぱり介護保険はよりよい制度だと僕も思いますので、引き続きお願いをして、一般質問、1問目を終わります。

○議長 水野智見君

以上で、板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

引き続き、板倉浩幸君の2問目「核兵器のない平和な世界の実現を」を許可します。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

引き続いて、2問目ですけれども、お願いをいたします。

私は、2問目として「核兵器のない平和な世界の実現を」と題して伺っていきます。

広島、長崎に原爆投下されてから79年となりました。来年は被爆80年であります。被爆戦後80年であります。日本被団協が1956年に結成をされ、毎年愛知県において、愛知県原水爆被災者の会、愛友会が結成をされました。奇跡的に生き残った被爆者は、再び被爆者をつくるなど今日まで原爆被害者の実相を国の内外で訴えてきました。被爆者は高齢化をし、減少の一途をたどり、平均年齢は86歳になろうとしております。残された時間は僅かであります。私たちが生きている間にも被爆者の願いが実現できるよう、蟹江町としても平和行政を進めていかなければなりません。核兵器の使用禁止と廃絶を求めてきた原爆被害者と平和を守る世界の成果が3度目の核兵器の使用を押しとどめてきました。

しかし、ウクライナ、中東での戦争での核使用の威嚇が続けられているように、世界は今、最大な、新たな核戦争の危機を迎えようとしています。核抑止の名で唱えられてきた安全保障とは、いざとなれば、広島、長崎が再現するとの脅しであり、人道に反する行為であり、それは武力による威嚇、また武力の行使を禁止した国連憲章の重大な違反であることが目の前で繰り広げられる技術によって明らかにされました。

8月6日、9日の平和記念式典での広島市長、長崎市長の平和宣言では、いずれも日本政府の核抑止力依存を批判し、核兵器禁止条約への参加を要求しました。被爆者は、日本こそが核兵器禁止条約に率先して賛成することを強く望んでいます。

その日本被団協がノルウェーの首都オスロで、10日、被爆の実相を世界に広げ、核のタブーの確立に大きく貢献したとして、日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協へのノーベル平和賞授賞式が行われました。日本被団協を代表して、田中熙巳代表委員が講演、箕牧智之代表委員が賞状、田中重光代表委員がメダルを受け取り、私も生で配信を見て、感動と勇気をもらいました。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、核兵器廃絶への被爆・戦後80年に向けて、被爆者の願いである核兵器廃絶への実現について伺っていきます。

初めに、副町長にお聞きをいたします。

来年の被爆・戦後80年を迎えるのにあたり、町としての思いや考えはどのように持っているのか、お願いをいたします。

○副町長 加藤正人君

1989年11月にベルリンの壁が崩壊をしまして、東西冷戦が終結に向かいました。当時、これで戦争はなくなる、一部の地域紛争はともかく、国と国とが、少なくとも国と国とが争う全面戦争はなくなり、平和な世界が実現するというふうに当時は感じておりました。また、平和が実現すれば、おのずと核兵器もなくなっていくだろうというふうに感じていたところでございます。

それから35年、再び国と国とが武力で争う時代、先ほどご指摘があった世界大戦や核兵器の使用さえも危惧がされる時代が来るとは、本当に人類は何をしてきたかなというふうに率直に感じているところでございます。今こそ改めて人類一人一人の平和への思いが問われるときだというふうに思っておりますし、また、そうした中でこそ、今回の被団協の皆様のノーベル平和賞の受賞は大きな意義があるのではないかなというふうに感じているところでございます。

そうした中で、町は昭和63年に平和都市宣言を行って以降、様々な平和祈念事業を実施してまいりました。町の役割としては、平和を願う心を全ての町民に持ち続けてもらうこと。特に、次の時代を担う子供、若者が戦争の悲惨さ、平和の尊さを感じるような機会を持つことが非常に重要であるというふうに思っております。そうした視点で、これまでの取組を継続していきたいというふうに思っているところでございます。

来年は戦後80年の節目の年でございます。平和や被爆への関心の高まりに応じまして、工夫できる点があれば検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ノーベル平和賞については、もう少しちょっと聞きますけれども、意味があるノーベル平和賞だと思つと、副町長のほうからも答弁がありました。

では、今答弁もあった、ノーベル平和賞を受賞された日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協です。これについて、被団協とは、アメリカが1945年8月、広島と長崎に投下した原爆の被害者による全国組織であります。米軍による54年太平洋ビキニ環礁での水爆実験をきっかけに、56年8月に、長崎で開かれた第2回原水爆禁止世界大会で結成され、「ふたたび被爆者をつくるな」を合い言葉に、核兵器廃絶と原爆被害への国家保障を訴えています。国内外で証言活動を続け、原爆による健康問題の相談事業も実施しています。被爆者の高齢化で活動休止や解散した地方組織もあります。

そこで、この日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことについて、先ほど副町長からも意味があるという答弁でしたけれども、政策的な考えでお願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありましたノーベル平和賞を受賞したことについてお答えさせていただきます。

町としては、日本原水爆被害者団体協議会が被爆者の立場から核兵器の廃絶を訴えてきた

活動が評価されて、ノーベル平和賞に選ばれたと認識しております。

当町も戦争のない恒久平和を願う平和都市宣言の町として、蟹江町平和都市宣言に基づき、平和祈念事業に取り組む必要性を改めて強く感じております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今回、被団協がノーベル平和賞を受賞したことについては、受賞理由も読んで、ちょっと私なりにまとめてみました。ノーベル委員会は、2024年のノーベル平和賞を日本被団協に授与することを発表し、今月10日に受賞をされました。ノーベル委員会が発表した受賞理由を読んでみて、日本の被爆者の運動、過去、現在、未来に託された思いが詰まっていると感じました。

ノーベル委員会の受賞理由は次のように述べています。「1つの心強い事実を確認したい。それは80年近くの間、戦争で核兵器は使用されてこなかったという1つのことである。日本被団協やそのほかの被爆者の代表者らによる並外れた努力は、核のタブーの確立に大きく貢献をした」と述べています。英語で被爆者は、生き残った者たちという意味で使われております。

しかし、被爆者は単なる生き残った者たちではありませんでした。原爆を落した相手へ報復を願うのではなく、どこの国も、二度と被爆者をつくらせないという核兵器廃絶運動を続けてきたのであります。これが過去であります。つまり、このような活動が評価をされ、平和賞が授与されたということであります。

では、現在についてはどうでしょうか。ノーベル委員会は「何百万人もの人々を殺し、気候に壊滅的な影響を及ぼし得る核戦争は我々文明を破壊するかもしれない」と、現在の核使用をめぐる危機的情勢について述べています。被爆者の運動に平和賞を贈ることにより、核兵器使用の危機を食い止めるために重要な警告を発したと受け止められます。

そして、未来について、ノーベル委員会は「日本の新しい世代が被爆者との経験、メッセージを継承している。それによって彼らは人類の平和な未来の前提条件である核のタブーを維持することに貢献している」とあります。核のない平和な未来のために、被爆者運動に託された思いに対して、私達も1人として、その責任を果たしていかなければなりません。

そこで質問をさせていただきます。

日本被団協が日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名に取り組んでいます。そこに首長、町長として署名をし、町民に広く呼びかけてはどうでしょうか。これについては、政策推進室長に、まずお願いをいたします。

○政策推進室長 小島昌己君

それでは、今の板倉議員の、町長として署名し町民に広く平和を呼びかけてはいかがかというご質問にお答えしたいと思います。

まず、平和祈念事業を担当させていただいております政策推進室としてお答えをさせていただきます。

核兵器禁止条約の批准につきましては、外交や防衛に関する国の重要な所管事項であると理解しております。

平和を町民の方々に呼びかける手法としましては、蟹江町平和都市宣言に基づき、戦争や原爆の悲惨な記憶を風化させることなく、平和の尊さを伝えられるよう、各種平和祈念事業に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

いろいろ政治的観点もあると思います。そういう意味で、慎重にならざるを得ないというのも一部理解できないことはないのですが、そこで、県内の自治体で、9つの首長が署名をしています。この9つについて、事前に署名自治体の資料は、政策推進室長にお渡しをしておりますが、このことについて、実際、同じ首長として、どうなんだろうということが言いたいと思います。再度、この点についてお願いをし、町長には最後にまとめて答弁をもらいたいと思いますので、室長に、まずお願いをいたします。

○政策推進室長 小島昌己君

それでは、ご答弁申し上げます。

県内の首長も署名している方もいらっしゃるがということでございますが、私も日本原水爆被害者団体協議会の方が平和への思いを毎年蟹江町訪問される折に、平和事業を実施していく担当部署の職員として同席させていただき、お話を伺っております。

先日、11月19日の訪問では、団体としてノーベル平和賞の受賞が決定した直後だったためか、平和への思いをより積極的にお話しされていたように感じました。

このようなことを背景にしてある中で、各自治体の対応も、自治体それぞれの政策環境や各町村長の独自のお考えなど、様々な背景の下、決定がなされているものと推察いたします。

現在、国が条約に批准していないことからすると、やはり非常にデリケートな国際的事象があるものとするのも考えられます。今後も国の動向を注視し、また、海部近隣の市町村と情報共有を密にして、この条約の署名・批准を求める対応につきまして、政策推進室として情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

政策的にまとめてくれた答弁だと思います。

そこばかり追求してもいけないので、では、蟹江町、平和都市宣言、先ほど課長からも答弁があった平和都市宣言、また、平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会にも加盟をしております。これを基に、町民への情報発信を今より積極的にされてはどうでしょうか、お願

いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、ご質問のありました平和都市宣言、また平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会への加盟についての情報発信についてお答えさせていただきます。

蟹江町が平和都市宣言の町であることを知っていただくため、平和都市宣言の記念碑を役場の庁舎敷地内の南西に設置しております。

また、平和都市宣言の町であること、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会に加盟していることについては、町公式ホームページに掲載しております。

今後は、広報紙の平和特集などの際に、平和の大切さと戦争の悲惨さを伝えるとともに、併せて蟹江町が平和都市宣言の町であることを改めて周知してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

蟹江町では今あったように、平和都市宣言の町として、ちょうど役場の南に記念碑が設置されております。市役所でないところへもある中、蟹江町としても平和都市宣言、早々に、早い段階で宣言をしております。

では、ちょっと違う観点でも聞きたいと思います。

次に、被爆者への援護政策があります。この援護政策の充実について少し伺っていきます。

県下の市町村では、自治体内に居住する被爆者へ予算を伴う援護施策を自治体独自で行っているところが32自治体あります。蟹江町においても、援護施策を行っていますが、制度の導入経過とその役割、目的であります。どうでしょうか。また、現在の蟹江町内に居住する被爆者数と手当についてもお願いしたいと思います。そして、この被爆者と連絡が取れているのか。また、被爆者への援護施策の増額を含めた拡充の考えはないのか。考えではなく必要であると思いますが、お願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

では、ただいまのご質問にございました被爆者への援護施策の導入経過とその役割についてお答えをさせていただきます。

まず、制度の導入の経過でございますが、昭和58年4月1日に、原子爆弾被爆者援護手当の支給に関する規則を施行いたしました。こちらの規則の目的は、原子爆弾の被爆者が置かれている健康上の特別の状態に鑑み、援護手当を支給することにより、その健康の保持及び向上を図ることを目的とするものでございます。

被爆者数でございますが、令和6年11月末時点で3名の被爆者の方がお見えです。また、手当の額でございますが、昭和58年の規則の施行時では、月額3,000円の支給で始まり、昭和62年には月額4,000円に改め、平成5年には月額5,000円に改め、現在に至っております。

被爆者の方との連絡状況でございますが、被爆者から手当の申請をいただいた以降、被爆

者の方と連絡のやり取りはございません。

被爆者への援護政策の増額を含めた拡充についてでございますが、手当の増額を含めた援護政策を拡大する予定はありませんが、国の被爆者に対する援護政策を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

援護施策について、拡充を含めてお聞きをしました。

確かに、手当、蟹江町においては、被爆者に対して1人5,000円、月5,000円ということで、県内でも平成5年に5,000円にしたということで、多いほうと言っているのか、3,000円、4,000円がやっぱり多いんですね。そんな中で5,000円ということでもあります。

ただ、自治体によって手当以外に、多分蟹江町手当出しているだけだと思いますが、手当以外で、原爆病院受診旅費助成金やタクシー料金の扶助費や福祉タクシー料金の補助、市民税の減税、蟹江町では町民税ですけれども、独自で行っている自治体もあります。このことについて、手当だけではなく、手当の増額もそうですけれども、ほかの施策的な充実は考えられないのか。この点について、再度お願いをします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました他の福祉に関する手当、サービスについてでございますけれども、現状でまずそういったことは、検討はしておりませんけれども、今後、国の動向等、近隣の動向等、全て含めて必要があれば検討していく課題として考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ほかの自治体もちょっと参考にさせていただいて、多分政策にも資料があると思いますので、ほかの自治体の。どんな施策をやっているのか見ていただきたいと思います。

これを言い出すと、62年に4,000円、平成5年に5,000円、この上げたときが三十何年前か、だからちょっと何とも分かりませんが、その辺の経過等も、多分答えられないと思いますので、後でまた聞かせていただきたいと思います。

では、次からの質問は、9月議会でも質問したことであります。蟹江町での来年被爆、戦後の平和祈念事業について伺っていきます。

今年度開催された事業、広島平和記念式典中学生派遣、原爆パネル展、平和リレートークなどがありますが、今年度開催されましたが、この事業自体、来年度には行っていくのか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました来年度も平和祈念事業について、今年度同様取り組んでいくかについ

てお答えさせていただきます。

来年の平和祈念事業ですが、これまでも行ってまいりました広島平和記念式典への参列をメインプログラムとして、原爆パネル展、平和リレートークを継続して実施していきたいと考えております。

被爆者の方から、自らの被爆体験と平和への思いをお話していただく被爆体験講話についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

引き続き行っていくということで、被爆体験講話、これについては、今年も金本さんオスロに行ったんですけども、金本さんからの講話も聞いて、あと何年聞けるんだろうな、生の声を、思うところがあります。

この記念式典の派遣については、これをメインにパネル展、平和リレートークも行っていくということでもあります。

そこで、少し聞きたいんですが、広島記念式典中学生派遣であります。来年被爆80年、何回も言いますけれども、80年であります。宿泊施設、広島市の宿泊施設が取りにくい、そんな状況もあると聞いております。私も来年も原水爆禁止世界大会に行く予定であります。今年広島に行って、本来だったら長崎なんですけれども、この式典、世界大会の式典のメイン会場も広島になりそうであります。

そこで、本当に十数名の、このぐらいの人数ならいいのかと思いますが、私たち団体も世界大会に向けて、昨年の1.5倍、2倍で行こうという話をしています。全国的に多分数が今年より増えると思います。

この問題、問題というか、宿泊施設、2泊ですけれども、取りにくい問題を聞いているのか。もう既に取れているのか、分かりましたらお願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

来年の広島平和記念式典への参列についてお答えさせていただきます。

来年の広島平和記念式典ですが、議員のおっしゃられるとおり、被爆から80年ということで、例年よりも関心が高く、参列者も増えることが予想されます。当町としましても、予算成立前にできる準備は事前に進めておき、新年度開始とともに事業に着手してまいります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

まだ確約は取れていないけれども、なるべく早くできることから進めて、予算が決まればすぐにでも対応していくということです。そこまで、本当どうなるかと、また、なおかつノーベル平和賞受賞ということもあって、本当、僕たちでも行けるのかなという心配があるところでもあります。

ということで、今、平和祈念事業について伺ってきました。

ちょっとここで、平和祈念事業ではないんですけども、毎年中学生の沖縄県の読谷村、また、今年度は大宜味村の交流事業を行っております。この内容について、お願いをいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきましたことについてお答えをさせていただきます。

蟹江町中学生沖縄県読谷村・大宜味村交流事業につきましては、蟹江町内の中学生を対象に、平和学習、多文化の認識、同世代との交流、この3つを目的として事業計画を行い、夏休み期間中を利用して、2泊3日で実施しております。

その中の平和学習におきましては、実際に使われていた旧海軍司令部壕の見学や読谷村の歴史が学べる施設、ユンタンザミュージアムを訪れ、教科書では得る内容とはまた違う戦争の恐ろしさ、平和の大切さを学ぶ機会となっています。

また、当事業は、ホテルでの宿泊ではなく、一般家庭に宿泊する民家生活体験を行っており、民泊で内容は異なりますが、沖縄文化を体験したり、戦争の話を聞いたり、地元の方から教えていただく機会ともなっております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

読谷村、お互い交流しながらやっていて、たしか民泊しながら交流をやっています。

今、答弁があったように、中学生にとって戦争の悲惨さ、また、平和の尊さについて、改めて考えるきっかけになる事業だなというところ、一部ちょっと行った感じで交流しながら、また民泊することもあります。読谷村の交流事業としては、本当にいい事業だと思います。引き続きやっていただきたいと思いますところでもあります。

では、来年80年の節目の年である被爆戦後80年の事業として、来年はどのような計画をされているのか。また、ノーベル平和賞を受賞された日本被団協についての周知について考えるのか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました被爆戦後80年の事業計画及びノーベル平和賞を受賞された日本原水爆被害者団体協議会の周知についてお答えさせていただきます。

被爆者のこれまでの活動が評価され、日本原水爆被害者団体協議会によるノーベル平和賞の受賞が決まりました。一方で、被爆者の方々は高齢となっており、直接その体験を聞くことは貴重な機会でもあります。

当町としましては、来年度も愛知県原水爆被災者の会の協力を得て、戦争体験者講話を開催し、戦時中の様子や被爆の実相、さらには戦後の生活など、様々な側面から理解を深めていただく機会を提供したいと考えております。

また、戦争の悲惨さと命の大切さについて考える機会を、そして後世に戦争の記憶を引き継いでいくため、戦後80年の企画を歴史民俗資料館と協力して開催したいと考えております。その際には、ノーベル平和賞の受賞についても併せて周知し、平和への思いを共有できればと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、新たな事業の計画もちょっと考えたいなど。また、ノーベル平和賞についても、何とかもうちょっと周知できるような方向ということでありました。

そこで、もうちょっと違う観点なんですけれども、今、学校で、小学校の社会見学が行われております。現在、この社会見学について、どんな場所に行っているのか、まずはお聞かせをお願いいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

質問のありました、現在、社会見学はどのような場所で行っているかについてお答えさせていただきます。

社会見学は、教科書だけでは学ぶことのできない、実際に見て学ぶことができる体験型の活動であります。実際の学習内容に合わせながら、各学校、学年の先生方が見学場所を選定しております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

各学校がそれぞれ決めているということなんですよ。

そこで、ちょっと提案をしたいことがあります。ずっと平和のことについて聞いてきたので、全然違う話ではありません。今の平和の世界を未来へとつないでいくには、今の時代を生きる私たちが過去の歴史を学び、平和を愛する心を育てることが大切であります。

そこで、豊川にある豊川海軍工廠平和公園を見学の1つとして考えてみてはどうでしょうか。この豊川海軍工廠は、戦時中アジアの最大の海軍の軍事基地で、機関銃や銃弾を製造していました。1945年8月7日に、米軍B29の大空襲を受けて、動員されて働いていた学生や女子工員など2,500人以上が爆弾で犠牲になりました。この敷地の一部が平和公園として整備をされ、平和交流館では当時の学徒動員の方々の働きぶり、空襲時の様子が展示されています。

また、豊川海軍工廠語り継ぎボランティアが園内の戦争遺跡についてガイドもしてくれます。これを社会見学の1つとして、見学の1つとして考えてみるのはどうでしょうか。

ちなみに、これがリーフレットなんですけれども、豊川海軍工廠平和公園、豊川海軍工廠跡地マップということで、これ教育課にも渡してあります。

そこで、この豊川の資料館の見学はどうでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまの質問にありました豊川海軍工廠平和公園を見学の1つとして考えみてはいかがでしょうかについてお答えさせていただきます。

私も平和公園のところは知らなかったんですが、情報提供でありありがとうございます。

社会見学におけるバスでの移動がほとんどですので、移動時間を考えますと、1時間以内で計画を立てる学校がほとんどであります。その中で、距離的にはちょっと難しいかと思いますが、平和学習の1つとして、歴史の勉強をすることに、学ぶことにはいいかなと思います。有効な場所であるとは考えますので、各学校へ情報提供はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

確かに、ちょっと遠いんですね、豊川。高速で行っても、豊川ICまでで、そこから近い、10分ほどで行けて、すごい、僕も今年、先月行ったところなんですけれども、結構当時の模様が資料館も展示されて、当時の物がそのまま残っているところもあります。社会見学にはうってつけの場所だと思いますので、確かに、ちょっと遠い、1時間ぐらいのところを、今のところずっと各学校で考えている中ですので、多分1時間半、混んでしまうと2時間以上かかる場合もあるので厳しい状況もあるかもしれませんが、ぜひ見学の一部に情報提供ということで、もうちょっと広く取り上げてもらえるようにお願いしたいと思います。

それでは、今、全国自治体に平和行政を求める要請活動として、5月に平和行進に当たって、非核平和行政に関する要請書をあいち平和行進共同連絡会から全自治体に送り、少なくとも自治体に地域の平和実行委員会が直接自治体との懇談をして回答を求め、愛知県原水爆被害者の会、愛友会が11月に、室長からもお話があった11月に被爆者行脚として全自治体を訪問して要請活動を行っています。被爆者行脚は、1967年から始まり、2024年、今年で57年目を迎え、全国の被爆者組織でも、全自治体訪問を行っているのは、愛知県の愛友会だけになってしまいました。県、市町村、55の自治体の全自治体において、その懇談の中で被爆者が被爆体験を語る活動も行い、毎年200から300人の自治体関係者が被爆証言を聞く機会ともなっています。今年の被爆者行脚の懇談には町長、副町長、また議長、先ほど政策の室長も同席をしていただきました。これについては、本当にありがたいと思います。

では、最後に町長にお伺いをいたします。

今まで質問してきた最初の質問から含めて、平和行政、平和事業について、来年80年を迎えるに当たって、どんな事業をしていくんだという質問をしていきました。

また、その点に含めてもそうですし、核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名についても、町長の思いをお聞かせしていただければいいと思いますので、思いや考えをお願いいた

します。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

毎年この時期になると、板倉さんからこの質問を受けます。愛知県54市町村それぞれの首長さん、全て思いがあるというふうに思います。戦争のない平和な世界を全ての人が望んでいるのに決まっていますが、残念ながら、世界ではそういう状況にはなっておりません。私は町長就任以来、昭和63年11月に、例の平和宣言があった時がありますよね。私が町長に就任したときに、唯一地上戦があり、民間人を巻き込んだ悲惨な戦争というのはあまり表に出ていなかった沖縄戦です。読谷村を選んだのも、実は最初に上陸したのは読谷村なんです。地元の方から話を最初に聞いたときに、読谷飛行場、それから嘉手納飛行場を先取するためにアメリカ軍が当たらないように、海岸線をとにかく銃弾爆撃をして、飛行場には全くけがない、それぐらい正確な爆弾を打ち込んだという、そういう事実があるんですね。何百隻という米軍の艦船が海を埋め尽くして真っ黒になったという、そのことも実際書いてあるわけです。

そこで、逃げ込んだガマの中で、軍人さんも一般人も火炎放射器で焼き殺されてしまったという、あまり表に出ない話を、やはり我々が語るのではなくて、蟹江町の子供たちが民泊を経験しながら、やってみたらどうだろうと。あまりにもちょっとインパクトが強過ぎたので、最初はどうかと思いました。海軍司令部に行ったのも、生々しい自決の跡があったりして、ちょっと強いんじゃないかなと、自分も最初はひるんだんですけども、今やってよかったなと思いますのは、子供たちの作文の中に、沖縄よかった、楽しかった、バナナボートがよかったよというレジャー中心の作文から悲惨な戦争は二度と起こしてはいけない。そういうのが目立つようになりました。今ではしっかりとそういうことを身につけた子供たちが、多分自分たちの聞いたことを友達に、お父さん、お母さん、仲間に言うという、これがどんどん伝わって、まさに平和リレーだというふうに思っています。

先ほどの核の禁止条約については、非常にナーバスなことで、国の専管事項ということもありますので、差し控えをさせていただきますが、やっぱり核のない世界、これが我々の恒久的な願いであります。そういう意味で、この蟹江町もしっかりと後世に平和の考え方を伝えていくべく、80周年もそうであります。昭和も来年で100年であります。一つの大きな区切りが来ておりますので、これを機に、また愛友会の皆様方にも来ていただいて、しっかりアピールしていただければ、我々はしっかりとそれを受け止めて、蟹江町に広報をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○6番 板倉浩幸君

この時期、9月、12月に、1回はやっぱり平和について質問しないかんということで、僕もまとめてきております。

平和祈念事業からいろいろな質問をしてきましたけれども、今年、愛友会が毎年行っている被爆者行脚でも、ノーベル平和賞を受賞したことによって、自治体の対応が若干変わってきています。

まず、今まで首長、また議長が同席していなかった自治体が同席してくれるようになったり、まず、おめでとうございますという挨拶から始まります。そういうことで、1つのきっかけがノーベル平和賞、きっかけではないよね。ノーベル平和賞を受賞したことが、日本被団協が前進、進むと私も一緒になって運動していきますので、ぜひ蟹江町としてもご支援をお願いして、質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で、板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、保険医療課長、生涯学習課長、政策推進課長、介護支援課長、教育課長の退席と上下水道部長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、消防長、水道課長の入場を許可します。

教育部次長と総務課長は席を移動してください。

なお、ここでお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。

(午後4時24分)